

平成21年度

第二次取手市男女共同参画計画
年次報告書

取 手 市

平成21年度（平成20年度実施分）

男女共同参画年次報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例（平成17年1月4日施行）」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組みさらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

取手市男女共同参画推進条例に基づいた5つの理念と、第二次男女共同参画計画の14の主要課題に基づき、家庭・職場・地域・教育などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮すことができる「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を4つの基本目標ごとにまとめました。

第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現にむけた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの平成20年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、前年度審議会からの意見について検討し、各々事業担当課が行いました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

目 次

第1部	男女共同参画社会の実現にむけた推進状況	
1	施策の体系	4
2	基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ	5
3	基本目標の達成状況	
	基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立	7
	基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を 確立するための環境の整備	8
	基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備	9
	基本目標4 健康で安心できる生活環境の整備	10
第2部	施策の実行状況	
	基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立	12
	主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や 慣行の見直し、意識の改革	12
	主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	13
	主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	16
	主要課題4 メディアにおける人権の尊重	18
	基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を 確立するための環境の整備	19
	主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	19
	主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	22
	主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力	24
	基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備	26
	主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援	26
	主要課題9 就労の場における男女平等の推進	28
	主要課題10 商業・農業等における男女共同参画の推進	29
	主要課題11 起業・再就職に対する支援	30
	基本目標4 健康で安心できる生活環境の整備	31
	主要課題12 生涯にわたる男女の健康づくり	31
	主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	33
	主要課題14 高齢者・障害者等が安心して 暮らせるための環境づくり	34
第3部	施策の成果指標項目の推進状況	36
資料	取手市民アンケート調査	39
	取手市男女共同参画推進条例	45
	取手市男女共同参画推進条例施行規則	50
	取手市男女共同参画苦情処理体制	53
	セクシュアルハラスメントに関する 庁内調査 結果報告書(概要)	54

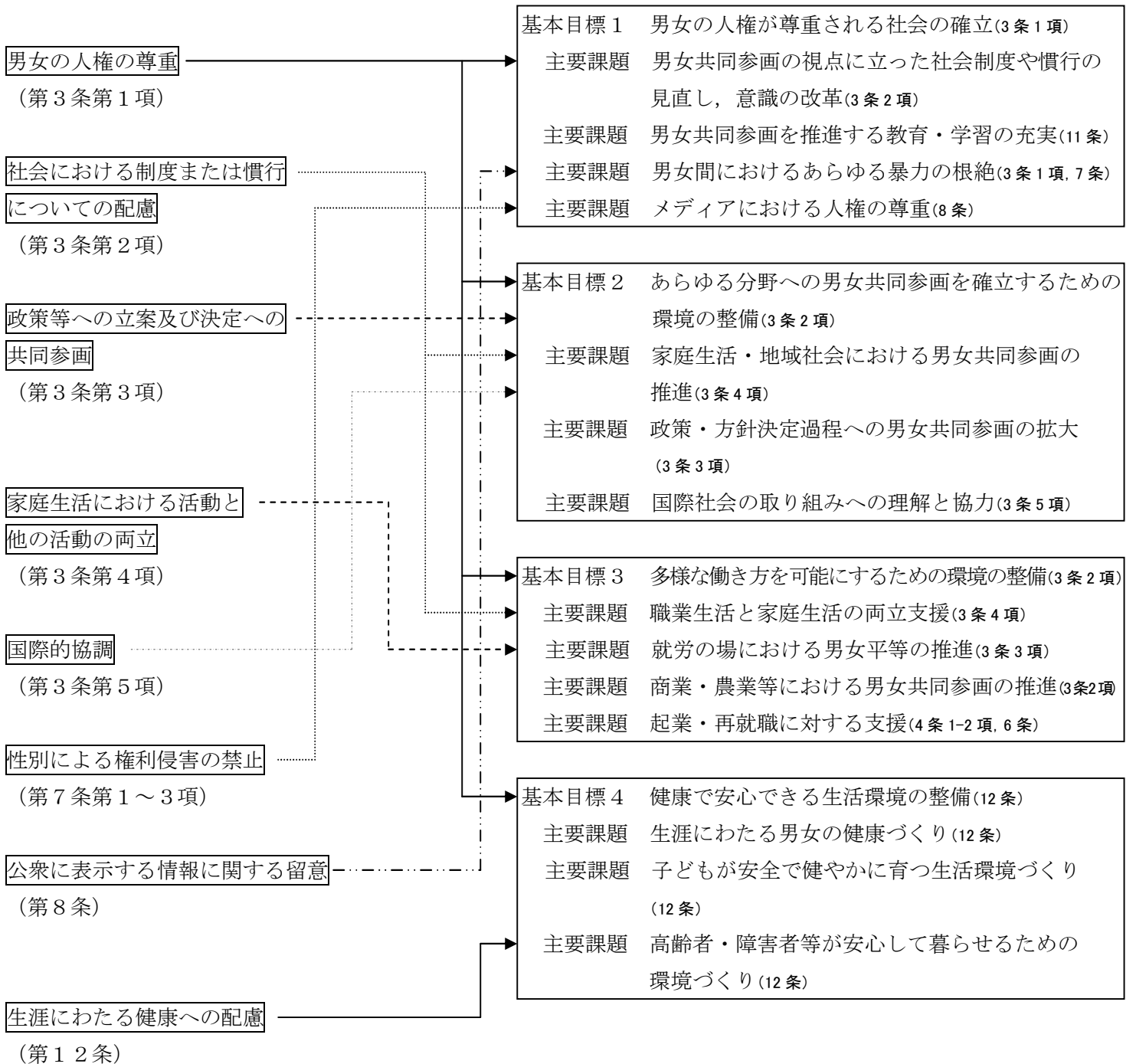
第1部

男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系

取手市男女共同参画推進条例の理念と施策体系

基本目標及び主要課題



2 主要課題ごとの各事業評価のまとめ

	進捗度（施策実施状況）				計
	実施済みで十分に成果を上げている A	実施済みで成果を上げている B	実施済みであるがあまり効果が上がっていない C	未着手もしくは実施がこんな状況にある D	

基本目標 1 男女の人権が尊重される社会の確立					
1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	0	4	1	0	5
2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	1 5	2 3	0	3	4 1
3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	8	1 4	1	2	2 5
4 メディアにおける人権の尊重	3	4	0	4	1 1
合計	2 6	4 5	2	9	8 2

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備					
5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	3	2 3	2	2	3 0
6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	5	1 3	0	1	1 9
7 国際社会の取り組みへの理解と協力	6	9	1	1	1 7
合計	1 4	4 5	3	4	6 6

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備					
8 職業生活と家庭生活の両立支援	5	7	3	4	19
9 就労の場における男女平等の推進	3	2	1	4	10
10 商業・農業等における男女共同参画の推進	0	4	0	2	6
11 起業・再就職に対する支援	1	3	0	5	10
合計	9	16	5	15	45

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備					
12 生涯にわたる男女の健康づくり	4	17	1	4	26
13 子どもが安全で健康やかに育つ生活環境づくり	3	13	0	0	16
14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	0	19	0	0	19
合計	7	49	1	4	61

総合計	56	155	11	32	254
-----	----	-----	----	----	-----

(個別事業数)

※ 進捗度（達成状況）は、担当課の自己評価によるもの

※

(参考) 前年度進捗状況

総合計	53	148	24	28	253
-----	----	-----	----	----	-----

3 基本目標の達成状況

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる機会を通じて情報や学習の機会を提供し、男女が生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。

また、「男は仕事 女は家庭」「男は主要 女は補助」といったような決めつけをせずに、多様な生き方ができるようにします。

さらに、次代を担う子どもたちに、男女の平等や人権を尊重する心を育む教育を行うことが大切です。

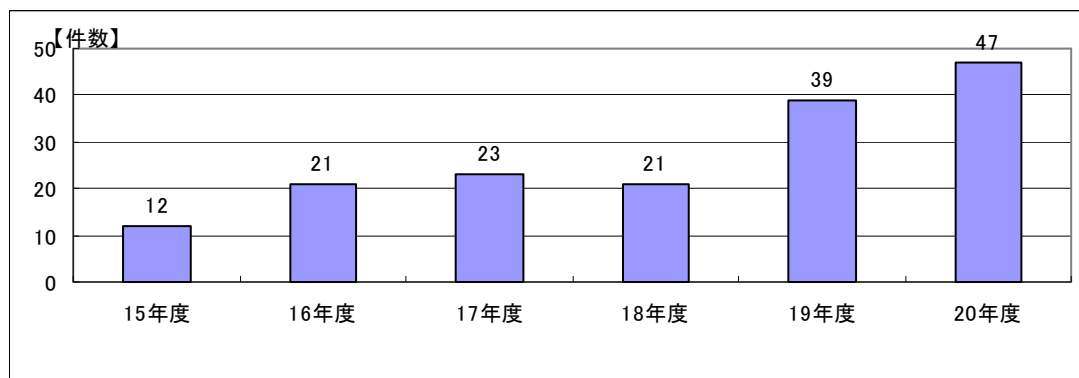
このため、家庭、職場、地域、学校など社会のいろいろな分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

また暴力は、性別を問わず許されるものではありません。加害行為を許さない風土がつかれるよう意識の啓発と環境整備につとめます。

【実施概要】

- 男女共同参画に関する情報紙を発行し、男女共同参画に関する情報の提供を実施した。
- 市民アンケート実施時に、男女共同参画についての意識を分野別・年齢別にまとめ、現状分析を行った。
- セクシュアルハラスメントについて職員アンケートを実施し、職員相談窓口を設置するなど、防止体制を整えた。
- ドメスティック・バイオレンス相談において、県婦人相談所、県警察と連携し取り組んだ。
- リーダーバンクを整備し、多種多様な分野で市民が男女問わず活躍する機会を設けた。

ドメスティック・バイオレンス相談



基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境整備

男女共同参画社会を実現するためには、政策、方針決定過程をはじめ、社会のあらゆる分野に男女がともに参画することが必要です。

そのため、家庭や学校教育、地域など様々な活動の場において、男女共同参画社会について理解を深めていくとともに、国際的な取り組みとも協調していきながら、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進していきます。

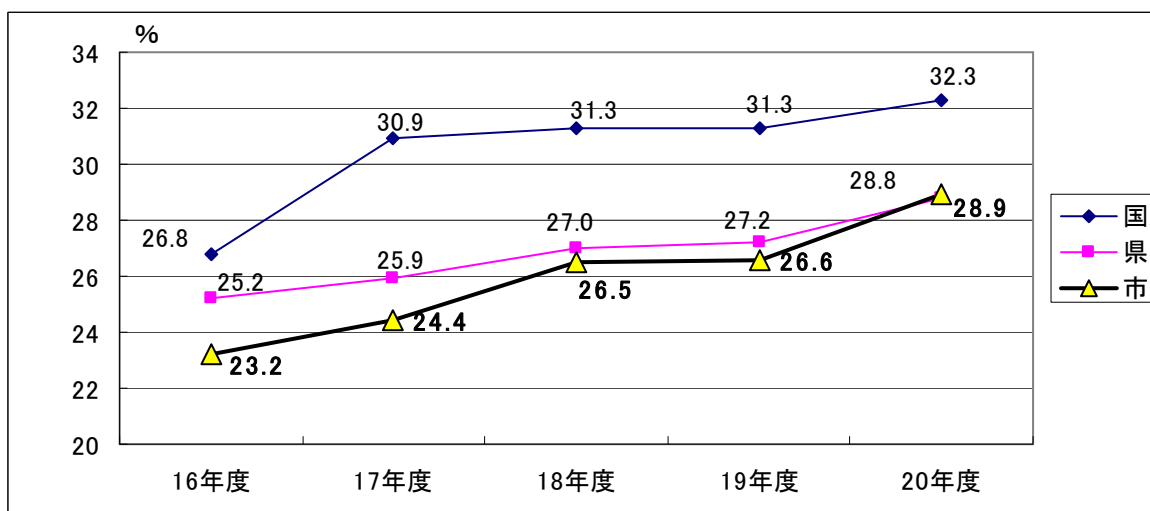
また市役所自らが男女共同参画モデル事業所となれるよう、職員の意識改革を進めます。

【実施概要】

- 審議会のうち、女性不在の審議会の割合は、13%まで減少した。
- プレママ・パパ教室を年8回開催し、総数177名の参加を得た。
- 「第12回女と男ともに輝くとりでの集い」を開催し、市民への意識啓発と実行委員会参加団体への人材育成を行った。
- 市民参加による地域づくりをテーマとした講演会を実施し、意識啓発ときっかけづくり、意見交換等を実施した。
- 独居高齢者を対象とした防火診断を行うなど、女性消防団の活動に充実を図った。
- 中学生平和大使派遣事業を実施し、平和の尊さについて啓発した。

審議会等における女性委員の占める割合

(目標の対象である審議会委員)



基本目標 3

多様な働き方を可能にするための環境の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という視点から、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、安心して子育てや介護などができる環境づくりを進めます。

また、男女雇用機会均等法に基づき、雇用や賃金、昇進等において男女間に格差をなくし、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりにむけて、情報を提供します。

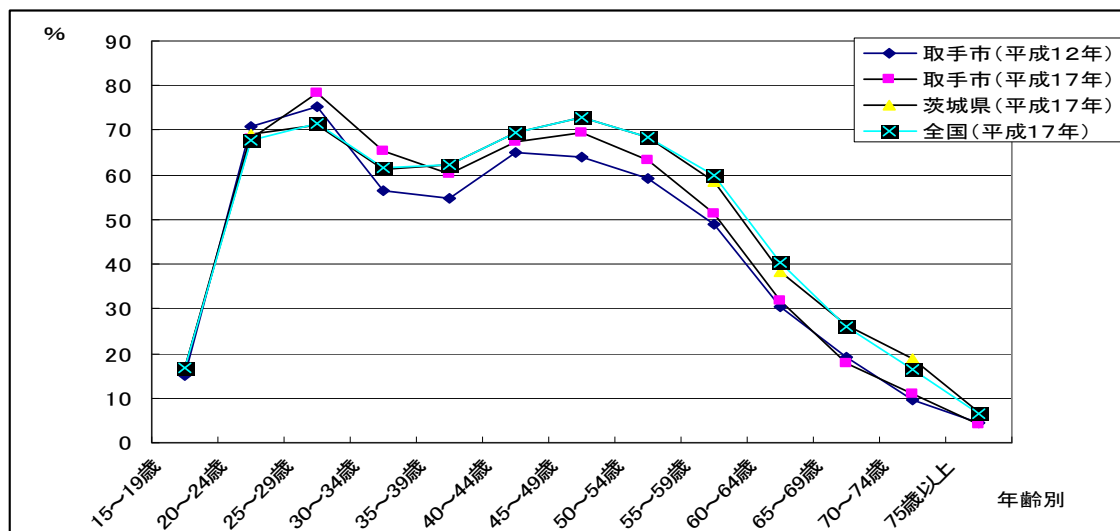
働きたい女性が、個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう再就職・起業等のためのチャレンジ支援を進めます。

さらに、農業・自営業などに従事する女性の地位向上のため、女性の社会参画及び経営参画の促進など、必要な支援や意識の啓発に努めます。

【実施概要】

- 市職員のなかで、男性職員の育児休暇取得があった。また、土木建設分野など、長く女性が不在であった分野での女性比率が増加した。
- 認定農業者の申請時に、家族経営協定の説明を実施した。
- ゆうあいプラザで学習講座を開催し、再チャレンジ支援をした。
- 地域職業相談所（ハローワーク龍ヶ崎と共同）を開設し、職業相談、紹介、求人情報の提供を実施した。
- 公立保育所 11 所のうち、土曜延長保育を 4 所で、7－7 延長保育を 3 所で、低年齢児（生後 6 ヶ月から）保育を 9 所で、一時保育を 4 所で実施した。

女性の年齢階級別労働力率



基本目標 4

健康で安心できる生活環境の整備

生涯にわたり心身ともに健康で快適な生活を送ることは、男女ともに共通の願いです。男女が生涯にわたり心身ともに健康を保持・増進できるよう、教育と啓発、相談体制の充実に努めます。

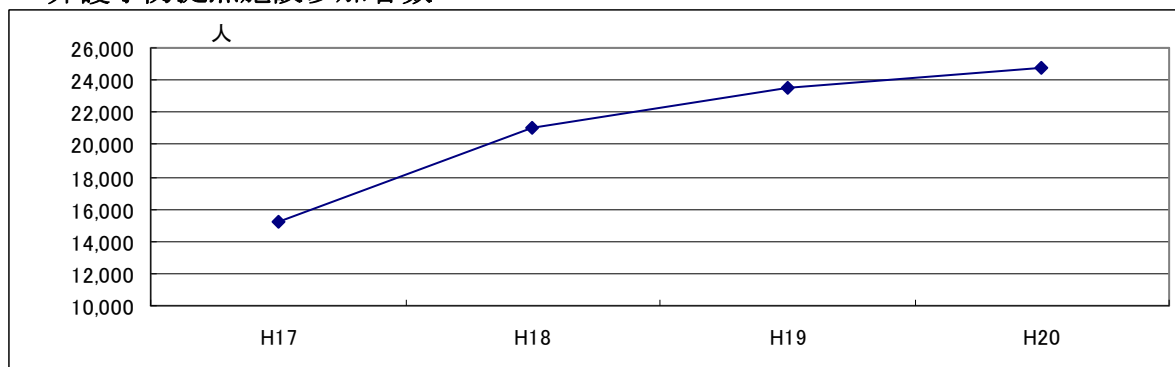
子どもが安全で健やかに育つ環境づくりのため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実に努めます。

さらに、高齢者・障害者などに対する自立支援の条件づくりとして、社会参加への支援、介護体制の充実、社会基盤の整備を進めます。

【実施概要】

- 各年齢層を対象とした、各種予防講座を個別又はイベントに併せて開催した。
- 妊婦・父親・子育ての各教室を開催した。
- 市内計4ヶ所の子育て支援センターが、子育てに関する情報交換や相談、交流の場として多くの親子に利用された（総利用者数50,862人）。
- 児童クラブと放課後子どもクラブを一体的に行う子どもの居場所づくり事業を実施した（市内18校）
- 市内児童から高齢者までを対象とする総合型地域スポーツクラブの開設（市内3ヶ所）、げんきサロン（市内4ヶ所）を運営し、交流・情報・学習の場を提供した。
- 社会参画できるサービス一覧表を作成配布し地域活動にむけた情報提供した。
- 障害者の雇用の場の提供や、就労支援を実施している事業所へ通所できるよう支援した。
- 永山保育所改築工事において、バリアフリーやよりよい子育て環境に配慮した。
- 介護者の不安等を軽減するため、「介護者の集い」家族の会や各種研修を行った。
- 要介護状態への予防のため、「取手命の樹プラン」を引き続き実施した。

介護予防拠点施設参加者数



第2部 施策の実行状況

基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立

主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革
 施策の基本方向(1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
1	情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	男女共同参画に関連する法律知識の周知	秘書課	広報とりでに関連特集記事や苦情相談窓口の記事等を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
2		「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	秘書課	広報とりで12/1号に関連特集記事を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
3		多様な生き方への配慮にかけた社会制度や慣行の見直しのため、男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	秘書課	職場・家庭・地域での中立的でない影響を及ぼす慣行について、広報紙・情報紙で見直しを呼びかけた。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して啓発活動を行っていく。
4	学習機会の提供	社会制度や慣行の見直しに向け、市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	秘書課	平成20年度は、出前講座の実施要請がなかった。	C	各分野の団体に対して、今後もPRをしていく。
5	相談体制の充実	男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	秘書課	男女共同参画苦情処理員3人委嘱（弁護士・元調停委員・男女共同参画に見識の高い人）し、広報紙及び市ホームページ・生活便利帳・公共施設閲覧などの周知をした。 相談及び苦情申し出件数なし	B	年次報告書の公表と併せて体制の周知を図っていく。

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 施策の基本方向(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
6	男女平等に基づいた教育の推進	人権尊重に基づいた男女平等教育を 実践し、男女の相互理解と協力の重要 性、家庭生活の大切さなどの意識の啓 発	指導課	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践している。	A		
7		技術・家庭科の男女共修による生活能 力の充実	指導課	男女共修により、実施している。	A		
8		保育所、幼稚園、学校等で、性別によ る固定的な役割分担慣行についての 見直し	子育て支援課	保育所において、性別に基づく役割分担の慣行は無い。	A		
			学務給食課	幼稚園では混合名簿については実施済みである。（男女別ではなく、50音順に 名簿を作成している。）幼稚園では性別による固定的な役割慣行はない。	A	今後も教育現場における男女共同参画の重要性を認識し、 職員の研修を深めていきたい。	
			指導課	小中学校において、性別に基づく役割分担の慣行はない。	A		
9		男女共同参画の視点に立った教育・学 習の充実	指導課	男女共同参画の視点にたった教育・学習の充実が図られている。	A		
			スポーツ生涯学 習課	家庭教育学級を公立小中学校、OB計29学級（1229名）の参加のもと実施し、 家庭での男女平等などに関する教育推進に寄与した。	B	男性の参加者が少ないため、参加しやすい環境を整備す る。	
10			主体的に進路を選択する能力を身に つけるため、男女平等に基づく、発達 段階に応じた進路指導の実践	指導課	進路選択において、男女の区別はない。	A	
11		教職員等への男 女平等意識の啓 発	教職員・保育士等への男女平等意識 に関する研修の充実	人事課	新任研修・初級研修の実施	A	今後も実施していく
				子育て支援課	子育て支援課としては、男女平等意識に関する研修は実施していないが、新任 職員・初級職員時の人事課実地研修に参加している。	B	
	指導課			各学校において、職員研修等で男女平等意識が図られている。	A		
12	男女共同参画の 視点に立った学校 運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運 営・PTA活動の実施	指導課	男女共同参画の視点にたった学校運営・PTA活動が推進されている。	A		
			スポーツ生涯学 習課	活発なPTA活動が図られるよう社会教育団体として運営を支援した。	B	継続して実施していく。	
13	健全な食生活の 実現	男女を問わず、健全な食生活を実現す るための能力を養成する観点からの食 育の推進	学務給食課	栄養教諭の専門的立場から学級担任と協力して、児童・生徒に対し健全な食生 活を実現するため、集団又は個別指導を行った。	A	市内校全校に対し、食育の推進が図れるよう、栄養教諭及 び学校栄養職員による指導を充実させる。	
			指導課	食育指導において男女の区別はない。	A		

施策の基本方向(3) 地域や家庭における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
14	性別にとらわれな い家庭教育の推 進	就学時検診、入学時説明会での子育 てに関する学習会、研修会の開催	スポーツ生涯学 習課	市立18校小学校で子育て講座「親の心得」・8中学校で思春期の子育て講座を 開催した。	B	各学校・関係者との連携を進めていく。
15		就学時検診、入学時説明会での生活 自立に関する講座の開催	スポーツ生涯学 習課	市立18校小学校で子育て講座「親の心得」・9中学校で思春期の子育て講座を 開催した。	B	各学校・関係者との連携を進めていく。
16	男性の家庭教育 への参画促進	男性の家庭での責任(家事、子育て、 介護)に対する意識改革と参加の促進	スポーツ生涯学 習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を実施した。	B	男性の参加者が少ないため、参加しやすい環境を整備す る。
17		男性の生活知識及び技術取得のため の各種講座への参加の促進	スポーツ生涯学 習課	公民館において、男性のための料理教室などを実施した。	B	男性は事業参加に消極的な場合が多く、PRを強化する。

18	青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	家族の一員としての自覚を促すための、青少年に対する学習の機会の提供	スポーツ生涯学習課	小学生を対象にしたキャンプ事業にボランティアとして高校生に参加していただき、青少年健全育成への理解と協力を推進した。	B	更に広くボランティアを呼びかける。
19		キャンプ等を通じた男女共同参画についての学習の機会の提供	スポーツ生涯学習課	2回のキャンプ事業を通して、異年齢間の交流を図った。	A	今後も交流事業を実施していく。
20	男女共同参画の学習機会の拡大	男女共同参画に向けて男女の相互理解を深めるための学習機会の提供	人事課	新任研修・初級研修の実施	A	今後も実施していく
			スポーツ生涯学習課	研修会、各講習会の案内チラシなどの配布を行なった。	B	今後も積極的にPRを行う。

施策の基本方向(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
21		女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催	スポーツ生涯学習課	取手市女性企画員会議をサポートし、学習を支援した。	B	活動のより一層の活性化を図る。
			公民館	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで婦人学級を開催。豊かな人間性を高め、出会いと親睦を深める機会を作った。	B	学級生の自立した活動を促す。
			秘書課	国県主催のセミナーの開催一覧を広報紙で周知している。市ホームページから、国県チャレンジ専用サイトにリンクをはり情報の収集を容易にした。また、男女共同参画に関し意欲のある女性を対象に、地域還元をすることを目的に、補助金制度を整備し経済的な支援をしている。	B	国県事業と連携をしながら、引き続き実施する。
22		男女共同参画についての講演会、学習会の開催(自立企画も含む)	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級で学習会を開催した。	B	継続して実施していく。
			秘書課	市民団体の代表者で構成する輝くフォーラム実行委員会による講演会事業の実施を委託し、市民への情報の提供を図っている。青年会議所などに声をかけ参加者年齢層の拡充を図った。 (「第12回 女と男ともに輝くとりでの集い」参加者201人)	B	多世代の参加者層となるよう広報を工夫する。
23	多様な学習機会の充実、意識の啓発、情報の提供	男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施	スポーツ生涯学習課	未実施	D	
			政策調整課	平成21年1月に、「取手市民アンケート調査」を実施し、そのなかで「男女共同参画社会の考え方について」の項目を設け、調査を実施した。	A	今後も、毎年度「取手市民アンケート調査」を実施し、そのなかで「男女共同参画社会の考え方について」の項目を設け、調査を実施していく。
			秘書課	市民アンケート調査(政策調整課実施)で、H17年から「男女の地位に関する意識について」の項目をたて、意識調査を実施している。概要は公表されている。	B	年次報告書(公表)のなかで、さらに分析したものを掲載していく。
24		男女共同参画情報紙の発行、啓発小冊子の発行、情報の提供	秘書課	男女共同参画情報紙を年2回新聞紙折込で配布している。委託先から受領した「女と男ともに輝くとりでの集い」実績報告書を市ホームページに掲載している。	B	過去に市民団体から寄贈された啓発資料の活用方法を検討する(市民情報プラザへの掲示など)。
			図書館	テーマに添った図書資料の収集と貸出しによる学習活動の支援	B	今後は関係機関の冊子等幅広い収集に努めたい。
25		乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実(一時保育の実施を含む)	秘書課	男女共同参画に関する講演会や講座の際は、一時保育及び手話通訳を設置している。その他の場合は、ファミリーサポート事業の案内をしている。	B	全庁的な取り組みが定着するよう庁内への広報や、市民への情報の提供を進める。
			スポーツ生涯学習課	家庭教育学級学習会や、子育て講座開催時に預かり保育を実施し、多くの女性に学習の機会を提供した。	B	継続して実施していく。
26		学習・交流の場の情報提供のため、市としての生涯学習情報システムの構築	スポーツ生涯学習課	県生涯学習情報システムの活用	B	継続して実施していく。

27	民間等の教育事業との連携強化	芸大, 茨大など教育機関, 事業所との連携による学習機会の充実	文化芸術課	東京藝術大学との連携において, 音楽部と美術学部との交流事業の実施。 ○音楽学部: 中学校吹奏楽部指導, ミニコンサートの実施 ○美術学部: 小学校指導, 炎の祭り(陶芸教室), ストリートアートステージ作品制作委託, 壁画制作委託	B	炎の祭りは21年度休止。その他は今後も継続して実施。男女や世代を問わず, さらに企画, PRをしていきたい。
28	指導者の養成	女性リーダー等人材バンク登録の充実	スポーツ生涯学習課	リーダーバンクに267名が登録し, 67%が女性登録者である。	B	リーダーバンクの活用が図られるように市民への広報活動を行う。
			秘書課	庁内で市民委員など, 人選の依頼があった場合は, 公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦をしている。 人材バンク登録事業は実施していない。	D	庁内の人材活用のしきみを引き続き検討し, 方向性を検討する。
		男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	スポーツ生涯学習課	未実施	D	
			秘書課	現在, 「アドバイザー」という位置づけの研修は, 実施していないが, 地域に還元することを目的とした女性リーダー育成補助金を交付し, 経済的支援, 情報提供をしている。	B	アドバイザーに代わり, 全体を率いる「女性リーダー」の育成・支援の充実を図る。

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
 施策の基本方向(5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
29	女性への暴力の 予防と根絶のため の環境づくり	男女共同参画に関する専門研修(市職員向けも含む)の充実 女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発 ・取手市男女共同参画推進月間(11月)におけるPR活動の充実(注)	人事課	新任研修・初級研修の実施	A	今後も実施していく
			子育て支援課	1月15日号にDV防止法改正の記事の掲載を行った。	B	今後も広報掲載等により推進に努める。
			秘書課	国作成(DV防止・性犯罪・売買春・人身売買・推進月間など)の啓発ポスターとチラシを、庁内及び各公共施設に掲示した。 11月の推進月間に、講演会実施・情報紙など実施の際、「月間事業」とポスターチラシに記載し掲示及び発行した。 ポスターチラシは、市民を通じ市内の集会所など身近な施設に掲示してもらった。 応募標語のなかから選考した最優秀賞作品を懸垂幕に使用し、11月月間中取手庁舎に掲揚した。 情報紙にDV相談窓口を掲載した。	B	国県作成の送付の啓発チラシは高品質で手頃サイズのため、輝くフォーラム実行委員などを通じ身近な場所に掲示してもらおう調整する。
			広報広聴課	「女性の人権ホットライン」ポスター掲示、広報紙掲載	B	継続して実施する。
30	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	事業所(市を含む)に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	人事課	セクシュアルハラスメント相談担当者研修の実施	A	今後も実施していく
			秘書課	セクシュアルハラスメント防止対策検討委員会を立ち上げ、規則・指針も制定し、庁内でのセクハラ防止体制を整えた。 また、啓発を含めた職員アンケートを実施した。	A	今後も意識啓発・情報提供を図っていく。
31	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進	ドメスティック・バイオレンスの防止目的として、講演会・研修会の開催、啓発	秘書課	職員研修(新規採用時・初級時)の際に、DVに関する内容(定義、職務執行の際の二次被害-被害者支援業務の際に無理解な言葉や態度で様々なダメージを被害者に与えること-)の説明をした。	B	担当課(子育て支援部門)と連携できることはないか検討する。
			広報広聴課	「女性の人権ホットライン」ポスター掲示、広報等掲載	B	継続して実施する。
			子育て支援課	DV相談のリーフレットを作成し、関係機関に配置した。	B	今後も継続して多様な手法で周知に努める。
32	ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー規制法の周知、啓発	広報広聴課	「女性の人権ホットライン」ポスター掲示、広報等掲載	B	継続して実施する。
			秘書課	広報紙で、性別に基づく差別(女性に対する暴力)の説明と身近で気軽な相談機関(警察・法務局)24時間電話相談・インターネット相談などの情報の提供を実施した。	B	深刻化を予防するため、身近で気軽な相談機関の周知や、予防パンフレットの配布など警察と連携し進める。 実害がどの程度あるのか目に見えるよう統計資料などを公表する。

施策の基本方向(6) 被害者のための相談体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
33	被害女性に対する相談の充実	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為に対処するため、女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	子育て支援課	DV相談員によるDV相談を実施。 毎月第1・3月曜日 午前9時～12時。 相談実件数 23件 相談延件数 47件	B	21年度からはDV相談員を家庭相談員が兼務し、相談日及び受付時間の延長し、より相談が受けやすい体制を作る。
			人事課	セクシュアルハラスメント相談担当者研修の実施	A	今後も実施していく
			広報広聴課	「女性の人権ホットライン」ポスター掲示、広報紙掲載	B	継続して実施する。

34		ドメスティック・バイオレンス, ストーカー行為の防止と被害者保護のため, 関係機関(警察や医療関係者など)との連携	市民課	住民基本台帳事務措置の実施【32件】支援者 70名 支援内容・・・住民票の発行制限・除住民票の発行制限・戸籍の附票の発行制限・住民基本台帳の閲覧名簿の削除	A	今後も継続して実施していく
			教育総務課	平成13年度に規則は定めてあるが, 現時点においては, 問題等も発生していないため未着手であるが, 市役所と調整会議を実施した。	C	平成21年度から担当課が学務給食課へ移行しました。
			子育て支援課	県主催のネットワーク会議に出席した。 ケース対応時必要な機関と連携を図った。	B	今後も関係機関との連携により対応していく。
35	関係機関との連携の推進	セクシュアル・ハラスメントに対する被害者保護のための, 関係機関(法務局・雇用均等室)との連携	人事課	セクシャルハラスメントに関する体制整備について資料収集した	A	事案が発生した場合は要綱に基き関係機関と調整を図る
			市民課	未実施	D	
			指導課	教職員については, 各学校の訪問指導の中で指導を行っている。(セクシャル・ハラスメント, 飲酒運転, 体罰, 個人情報の取り扱い, 信用失墜行為)	B	教職員の不祥事の未然防止を図るために継続し実施
			秘書課	相談・助言・均等室など関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。 また, 人事課・教育委員会を交えてセクハラ防止対策検討委員会を設置し, 会議を行った。	A	相談窓口の人事課と連携をとっていく。
36		各種相談業務における適切な人材の確保, 研修会の機会等充実による人材の育成	人事課	セクシャルハラスメント相談担当者研修の実施	A	今後も実施していく
			市民課	未実施	D	関連する担当課と連絡を密にして, 積極的に研修会等に参加し, 知識を高めていきたい。
			子育て支援課	DV相談員1名を委嘱し, 研修会参加等で人材の育成を図った。	B	21年度から家庭相談員が兼務する。また, 研修会等により人材の育成を図る。
			秘書課	市の助成制度の活用者を育成し, 相談員に任命している。 国県主催研修を関係課に送付し情報の提供をしている。	B	横断的な取り組みに発展するよう検討する。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の基本方向(7) 女性の人権を尊重した表現の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
37	女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	性犯罪, 売買春, 性の商品化の防止のため, 県青少年保護育成条例等の有効な運用等及び環境浄化のための啓発	スポーツ生涯学習課	青少年相談員と連携して, 有害図書等を販売している店舗などを訪問して, 環境浄化の啓発をおこなった。	B	継続して実施していく。
			秘書課	実施していない。	D	行政機関が作成する広報・出版物が性差別につながらないような表現となるよう, 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を広く職員に周知する。自主的取り組みを奨励するよう関係機関に送付することを検討する。
38	性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	性・暴力表現などの有害情報の氾濫の防止, 環境の整備及び性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き, 判断できる能力の向上のための支援, 啓発	情報管理課	市役所を含む各出先機関, 市内公立小中学校及びIT講習会に活用される各公民館など, 市の管理するネットワークに接続するインターネット用パソコンについては, フィルタリングを実施し有害なWebサイトについての制限を行っている。	A	情報セキュリティに関する注意喚起を充実させ, 市民が有害情報に触れた場合でも正しく対処できるよう支援していく。
			秘書課	実施していない。	D	昨今の青少年をとりまく状況から, 青少年に対するメディアリテラシーの向上を進め, 青少年が健全にメディア社会に参画するよう進める。

施策の基本方向(8) 情報を活用できる能力の向上

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
39	メディア社会において情報を活用できる能力の向上	情報を主体的に活用できる能力の向上のための啓発普及, 情報教育の啓発	情報管理課	職員の情報化研修について, 女性に特化したものは実施していないが, 全て男女の区別無く実施し, 研修参加者の募集を行なっている。	B	今後も同様の方針で職員の能力向上に資する研修等を実施していく。 市民に対しては, 各課連携しながら情報化推進計画の施策を進めていく
			市民活動支援課	地域ポータルサイト”いきいきネットとりで”で「男女共同参画」の 카테고리を作成し運用している。情報発信のための操作研修会や参加を呼びかける啓発活動を展開している。	B	
			スポーツ生涯学習課	平成18年度で事業廃止。現在は, パソコンボランティアとの共働による講習会を7公民館で実施した。	A	現状維持
			秘書課	実施していない。	D	学校教育, 社会教育を通じて能力の育成に努めるよう働きかける。 情報化推進部門・人権部門に働きかける。 インターネット上の違法・有害情報の相談窓口について情報を提供する。
40		市民が情報を活用できる能力を向上させるための取り組みの推進	情報管理課	IT講習会のほか, 各公民館でのサークル活動(自主活動)の育成に取り組んだ。(女性対象としたものは実施していない)	B	写真や通信技術の向上のための施策を引き続き各課連携のもと進める。
			スポーツ生涯学習課	平成18年度で事業廃止。現在は, パソコンボランティアとの共働による講習会を8公民館で実施した。	A	現状維持
			秘書課	実施していない。	D	特に女性が情報通信技術を十分活用できるような支援を検討する。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備

主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の基本方向(9) 家庭生活における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
41		家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	子育て支援課	平成20年度は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）元年という国方針のもと、広報掲載（秘書課）や、講演会（県主催）の開催ポスターの掲示及びパンフレットの窓口配布を実施した。	B	国県事業を積極的にPRしていく
			スポーツ生涯学習課	講演会などの案内チラシの配布を行なった。	B	広報などの活用を行う。
			秘書課	広報とりで1/15号に関連特集記事を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
42	家庭生活における男女共同参画の推進	男女が家事、育児、介護等で、ともに協力し合い、その責任と役割を担うことへの啓発	スポーツ生涯学習課	家庭教育学級において、学習会や講習会を実施し、啓発を図った。	B	より一層の啓発を図る。
			秘書課	広報とりで12/15号にワークライフバランスに関する特集記事を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。
43		家庭の中で男性が家事、育児、介護等に積極的に参画するための、父親教室、安産教室、子育て教室、介護教室の充実	保健センター	父親教室（プレママ・パパ教室の3回目）：年8回 参加者総数177名 子育て教室：年3回 参加者総数45名	B	平成21年度も夫婦で参加できる土曜日にプレパパ教室を開催し、男女共同参画の意識を高めてもらう。またプレパパ教室の内容の見直しを図り、子育て教室の部分も含めて実施していくため、子育て教室は20年度で終了。
			高齢福祉課	地域ケアシステム推進事業として社会福祉協議会において、ひとり暮らしや高齢者世帯の男性を対象とした料理教室を取手地区3回・藤代地区3回開催し、40名が参加した。	B	料理教室等への参加を今後も促し、家事への意識付けになるよう、また介護は女性がすべきものという固定感が薄れつつあるよう期待する。
			スポーツ生涯学習課	家庭教育学級生に、学習会や講習会の案内チラシを配布した。	B	より一層の啓発を図る。

施策の基本方向(10) 地域社会における男女共同参画の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
44	地域活動、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	自治会等地域活動、地域コミュニティ（注）づくり、まちづくりセミナー等へ男女参画の促進、啓発及び支援	市民活動支援課	市民憲章推進協議会が主催する環境美化活動や地域で実施している清掃活動に対して活動事業費の助成をおこない、男女を問わず幅広い年齢層の市民が参加できるように支援した。また、市民憲章の普及・啓発活動として主要幹線道路の空き缶回収事業において、ボランティア活動の楽しさや充実感を体感してもらうため、高校生以下の子どもたちを対象にスタンプラリーを実施した。	B	地域コミュニティの推進活動の充実には、各地域の市民一人ひとりが主体となり、様々な立場や年齢層の声を反映させながら、積極的に地域活動に参加しやすい環境づくりの促進を図る必要がある。
			秘書課	市民活動補助金審査会委員に、男女共同参画に関し知識を深めた委員を推薦している。 「第12回 女と男ともに輝くとりでの集い」構成団体に引き続き地域づくりを担う団体（PTA・民生委員・ボランティア）を加え、地域活動の中で男女共同参画意識の啓発をした。 「女と男ともに輝くとりでの集い」で青少年や夫婦間などのコミュニケーションについて講演会を開催した。併せてまちづくりを担う青年会議所に参加を呼びかけた。	B	今後も市民団体へ各事業の実施をお知らせしていく。
			スポーツ生涯学習課	取手リーダーバンクを整備し、地域活動団体へ	D	
45		地域活動リーダーの育成	市民活動支援課	各地域の代表者である市政協力員を対象に先進地視察（厚木市）や講師を招いての講話などの研修を実施し、地域のリーダーとしての見識を深め資質の向上を図った。	B	自治会や町内会の代表者などに対して自治会の組織づくりや企画運営の研修会等を開催し、より活発な地域活動ができるように支援する。
			秘書課	国県主催セミナーや県主催事業を広報紙で周知し、地域活動に還元することを条件に参加費用の一部を助成している。 参加者のなかから、県・市主催のまちづくりや各種審議会実行委員会の委員として推薦している。 男女共同参画自主事業においても、実行委員や市民出前説明員編集委員などお願いし、地域活動に還元いただいている。	B	男女共同参画社会の理念を活かし、個人が「参加」から「参画」そして「地域のリーダー」となって地域で実践的活動につながるよう人づくりの体系を明確化する。

46		各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	秘書課	市が男女共同参画推進団体と他分野の市民団体（13団体）で構成する輝くフォーラム実行委員会を設置し、事業の委託をしている。男女共同参画に関する情報の提供、情報交換の場を提供しネットワークづくりのきっかけづくりをしている。情報紙で「高齢社会をどう生きる」シリーズで地域で活動するボランティア団体の活動を取り上げ、他団体への啓発をしている。	B	輝くフォーラム実行委員会はフォーラムの開催はもとより、各団体間の連絡調整、情報交換の場となっており、男女共同参画意識を地域に浸透させていく手段として有効であり、引き続き実施する。
47	情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	地域社会における女性の参画の推進を図るため、女性による提言の積極的活用 女性団体等による調査、提言事業への支援	市民活動支援課	NPO活動やボランティア活動への女性参加割合が高く、各活動に対する意見や提言など積極的に活用している。また、市民活動団体との懇談会を開催し、活動をする上での支援策などについて意見交換を行った。	B	積極的に団体情報の収集・発信に努め、団体間のネットワークが構築できるよう支援する。
			秘書課	男女共同参画を推進する市民団体の活動報告会の場に、関係各課の職員の参加を呼びかけ、市民活動団体と行政の意見交換の場を提供した。県主催の提言事業（明日の茨城を考える女性フォーラム・明日の地域づくり委員会）に人材育成の一環として、市民を毎年推薦している。	B	女性の提言意見などが活かされるよう取り組む。
			スポーツ生涯学習課	地域女性団体等と連絡調整などを通し、情報や意見の収集をしている。	C	
48		ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	市民活動支援課	ボランティア・市民活動を実践されている方やこれから活動に取り組みたいと考えている方を対象に活動をする上での知識やノウハウを身につけてもらうための講座(延べ109名の受講生)を開催し、人材の育成に努めた。また、NPO等の設立相談や事業実施における相談にも対応した。	B	ボランティアなどの人材育成に効果が期待できるような体系的な講座(セミナー)内容を検討し、実施する。
		ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	社会福祉課(社会福祉協議会)	ボランティア入門講座の開催(点字・朗読・要約筆記等)。コーディネーターの育成には研修会への参加等。相談の充実のため、各種情報を収集している。	B	講座終了後の受け入れ先の充実。
49	ボランティア活動への支援	ボランティア活動の啓発、ボランティア情報誌の発行支援	市民活動支援課	「市民参加による地域づくり」というテーマで講演会を開催し、地域活動・市民活動への参加のきっかけを提供するとともに活動実践者による事例発表を通じて今後の活動展開の参考となる意見交換を行った。(参加者約60名) また、地域ポータルサイト「いきいきネット」とおして、団体が積極的に情報発信ができるようサポートを行った。	B	より多くの市民がボランティア・市民活動に関心をもち、参加できるような機会の提供を実施するとともに、団体の活動情報を収集し、広く市民に発信できるよう取り組む。
			社会福祉課(社会福祉協議会)	ボランティア支援センターだより「キューピット」を毎月発行しての活動の啓発、人材リスト作成は、個別ボランティア個別カードに登録し、希望活動の紹介をしている。ボランティア支援センターだより「キューピット」を毎月発行している。(2,100部)	B	団体と個人のリスト(目的、活動内容)の整理、人材の活用。ボランティアも作成に関与する。
50		ボランティア休暇制度の普及	人事課	ボランティア休暇制度(1年間で5日)はあるが実績はない。なお、休暇制度の対象にはならないボランティアは職員の多数が行っている。	A	今後も実施していく
			産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
51	環境保全活動への参画の支援	環境問題に取り組む市民団体への情報提供	環境対策課	・特に「団体」むけの事業は実施していないが、市民に向けた事業として、 (1)取手市消費生活展に出展一段ボールコンポストの普及啓発 (2)市ホームページでの情報提供	A	継続して実施する。
52	環境保全活動への参画の支援	環境シンポジウムの開催及びパンフレットの作成	環境対策課	環境シンポジウムは現在実施していないが、巡回パネル展で、県と共催実施やエコライフカレンダーを作成し、女性が環境問題に関し活動できる機会を提供している。	B	今後も研究していく。
53		男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み	環境対策課	環境審議会での女性委員の参画の拡大を図っている。(15人中2人)	C	今後も研究していく。

54	地域における安心・安全のまちづくりの推進, 啓発, 情報の提供	自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進, 情報の提供	安全安心対策課	防災に関する講演会並びに防災訓練への参加, 出前講座の実施(2回), 自主防災会を中心とした講演会並びに災害時要援護者の父兄(20名参加のうち女性19名), 災害時要援護の対象者(20名参加のうち女性10名)を中心とした講演会を実施した。自主防災会85組織中5組織が女性会長。 水戸气象台職員による講演会120人参加(内女性5人) 講演会「災害発生時の要援護者に対する避難支援対策と災害時医療について」90人参加(内女性5人)	B	防災に対する意識の高揚のために講演会, 研修会などへの参加要請などの啓発活動の促進, 防災訓練への参加要請をしていく
			消防本部(総務課)	ポスターや広報紙により新入団員(消防団)を募集をしているが, 男性団員を確保すること自体困難な状況であり, 今年度は女性新入団員を確保することが出来ませんでした。しかし女性消防団の活動内容は充実してきており, 一人暮らし高齢者宅を対象とした防火診断を実施したところ, 次年度の防火診断を希望する高齢者も何人か見受けられました。	B	消防広域化が進んでいる為, 企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し多様な意見を取り入れていければと考えている。
55		地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発, 情報の提供及び共有	安全安心対策課	平成20年度中までに30団体の自主防犯組織が結成され, 児童生徒の安全確保活動など女性の参画も増え, 犯罪情報の提供・共有も推進した。また, 双葉地区では女性部によります防犯組織を結成しており犯罪抑制・防犯パトロールを実施しております。	B	現在市域全体をカバーできるような自主防犯組織の結成済ですが, 今後も安全で安心なまちづくりを推進して参ります。
			消防本部	消防では男女がともに参画し, 消防活動にはそれぞれの意見を反映させると共に, 特に救急活動においては女性隊員の活躍もあり市民のニーズに応じているところです。また, 職員をはじめ消防団による地域防災活動や女性消防団による防火診断・救命講習会での救急車適正利用の呼びかけにより, 救急件数は約200件の減少を実現することができました。	A	消防団・女性消防団と共により多くの救命講習会等において正しい知識を市民に普及し, 更なる救急要請減少に貢献していきたい。

主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大
 施策の基本方向(11) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
56		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	秘書課, 関係各課	H23年度までに, 40%目標 対象 条例に基づく審議会・委員会及び要綱に基づく協議会 H18 25.3% → H19 26.6% → H20 28.9%	B	継続して実施する。
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	関係各課			次回の改選時には, 女性委員がさらに増えるよう考慮する。(各課)
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	広報広聴課	女性2人を登用している。	B	公募によって学識経験者を募る。
		審議会委員等の女性登用の促進, 登用率の向上	学務給食課	審議案件がなく委員の登用がなかったため, 女性委員の登用もなかった。(「取手市立学校給食等給食運営協議会」「取手市通学区域審議会」)	B	委員を専任するときに登用の促進をする。
57	審議会・委員会等への参画・登用の推進	女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	秘書課, 関係各課	条例に基づく審議会や委員会の任期満了時を把握し, 任期満了が近い審議会には, 選考区分に一般公募委員をとり入れることや, 男女の比率に留意すること, 選考区分が慣例となっていないかの見直し, を所管課に説明依頼した。	B	目標値が早期実現するよう進める。(H23年度 40% H210401現在29.8%)
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	関係各課			次回の改選時には, 一般公募委員がさらに増えるよう考慮する。(各課) 女性委員, 公募委員を継続して委嘱し, 今後は委員を対象に研修を実施することで事業の選定に役立ててもらおう。(各課)
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	市民活動支援課	地域まちづくり支援事業選定委員会は総数6名の構成で女性委員2名(1名は委員長), 公募委員2名を委嘱し, 市民の視点及び女性ならではの視点で事業の選定を行い, 5月に市長に提言書を提出した。	A	補助金の公募制度導入にあたり補助金等検討委員会にて審査を行い地域まちづくり選定委員会を廃止する。
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	学務給食課	審議案件がなく委員の登用がなかったため, 一般公募による委員の登用もなかった。(「取手市立学校給食等給食運営協議会」「取手市通学区域審議会」)	B	委員を専任するときに登用の促進をする。
		女性の市政への参画の促進及び幅広い市民の意見を反映させるため, 審議会委員等への一般公募委員の登用の促進	社会福祉課	民生委員推薦会委員については当該委員14名中4名が女性。任期は平成20年6月30日から平成23年6月29日まで。地域ケアシステムサービス調整会議員については取手地区ケアセンターは委員17名中12名が女性。藤代ケアセンターは委員16名中12名が女性。	B	今後も民生委員法第8条の規定に基づき委員を委嘱していく。地域ケアシステムサービス調整会議運営要綱により保健, 福祉, 医療の各分野の実務者から会議員を組織する。
58		参画状況の定期的調査の実施, 情報の提供, 意識の啓発	秘書課, 関係各課	内閣府実施調査(毎年5月)時に庁内に向け, 参画状況の周知, 女性委員不在の審議会の解消依頼, 併せて市独自調査(要綱に基づく協議会など)を実施した。結果は, 行政評価シートでの公表をした。	B	統計とりで, 男女共同参画関係のデータを掲載する。
		参画状況の定期的調査の実施, 情報の提供, 意識の啓発	学務給食課	審議案件がなく委員の登用がなかった。(「取手市立学校給食等給食運営協議会」「取手市通学区域審議会」)	B	委員会開催に当たっては実施する。

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
59	各部・課内の職務の見直し	職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	人事課	職員自己申告制度を設け、人事配置の参考としている。	A	今後も実施していく
60		男女均等な職員研修による人材育成	人事課	全ての職員の研修の機会均等を配慮している。	A	今後も実施していく
61	職員に対する女性問題研修の充実	男女共同参画社会への学習機会の確保	人事課	新任研修・初級研修の実施	A	今後も実施していく
62	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度を踏まえ、女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大、登用及び昇進	人事課	管理職には本格的な人事評価を実施し、公平・公正な人事処遇をおこなっている	A	今後も実施していく

施策の基本方向(13) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
63	事業所における女性社員の登用・職域の拡大	関係機関との連携により、女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	第二次男女共同参画計画のスタートにあたり、市で商工会理事会に出向き趣旨を説明し、理解協力をお願いをした。 男女共同参画啓発セミナー（女と男ともに輝くとりでの集い）実行委員会構成団体に引き続き商工会女性部を加え、情報提供した。	B	市のホームページ(男女共同参画)とリンクし、情報の提供ができるよう商工会(取手・藤代)にはたらきかける。

施策の基本方向(14) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
64	国立婦人会館・県女性センター等での学習に対する支援	各種情報提供の充実、啓発	秘書課	広報紙で定期的に（年3回）周知した。 また今年度から市ホームページサイトと国県のチャレンジサイトのリンクをはり、情報の収集が容易にできるようにした。 他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置した。	B	リーダー育成補助金活用者がいなかったため、確保に繋がらなかった。 積極的なPRを心がける。
65		女性リーダー等養成講座への支援、充実	秘書課	女性リーダー育成のための市独自の助成制度を、広報紙のお知らせと、各分野の市民団体にチラシを配布し、PRに努めた。	B	活用者がいなかった。 助成制度あり方と広報の方法引き続き検討する。
66	ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	ネットワークづくりの推進	秘書課	市が各分野の市民団体（13団体）で構成する実行委員会を設置し、事業の委託をしている。 情報交換の場を提供しネットワークづくりのきっかけづくりをしている。	B	引き続き実施する。
67		自主学習グループへの支援と育成	秘書課	「第12回 女と男ともに輝くとりでの集い」の事業日に、竜ヶ崎人権擁護委員（取手市）の人権啓発活動の場を提供し、活動を支援している。 市民団体の1年の活動成果報告会の開催を団体からの要請を受け、関係所管課長を招集し、交流の場を設定した。	B	引き続き実施する。

主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

施策の基本方向(15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
68	国際規範・基準への理解の促進	国際問題や外国の文化などについての学習機会を提供し、男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の促進	秘書課	市職員研修で「女子差別撤廃条約」「北京宣言及び行動要領」について説明をした。 市民団体が集まる会議（輝くフォーラム実行委員会）で、ハーモニーフライトいばらき参加者の研修体験談の講話を実施した。	B	推進月間などで、広報掲載をする。
69	国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	海外派遣事業への支援、及び相互理解を促進する講座・情報の提供	秘書課	ハーモニーフライトいばらき（茨城県主催）を広報紙で周知市、参加決定団員に費用の一部を助成し支援をしている。 案内申し込みチラシを、市委託事業実行委員会（13団体）に配布した。 市民団体が集まる会議（輝くフォーラム実行委員会）の場で前年度参加団員の体験談の講話を開催した。	B	引き続き実施する。

施策の基本方向(16) 男女共同参画に関する国際交流の推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
70	国際交流・国際協力の促進	NPO等の活動への支援	市民活動支援課	国際交流の分野で活躍されている団体情報を地域ポータルサイト「いきいきネットとりで」とおして、市民に対して積極的に情報発信ができるよう支援を実施した。	B	活動分野を問わず、NPO等活動を実践している方を対象に活動の幅を広げるヒントやスキルなど学習機会の提供や活動の紹介などの支援を行う。
			秘書課	現在、国際交流を主たる目的とした市内NPOは存在しないが、市民団体「取手市国際交流協会」の活動を事務局として側面的に支援している。 また「取手市に中友好協会」に協力している。	A	国際交流協会のみならず国際交流に関係する団体に対しても適切な情報提供を行っていききたい。
		NGOとの連携	市民活動支援課	市内で活動するNGOは、把握していないが、国際協力・国際交流の分野で活躍している団体の活動を広報紙などを通じて紹介できるよう支援をおこなった。	B	国際協力・国際交流を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
			秘書課	市内に活動・運営拠点を持つNGOがないため特別な支援は行っていないが、市民団体「取手市国際交流協会」の活動を事務局として側面的に支援している。また「取手市に中友好協会」に協力している。	B	対象をNGOに限定してはいないが、国際協力・国際交流を目的とした団体に対して支援していききたい。
71	姉妹都市等との交流促進	市民の国際性を育むため、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進 ・アメリカユバ市との交流 ・中国桂林市との交流	秘書課	・アメリカユバ市との交流については、5月にユバ市民が取手市を訪れ、10月に取手市民がユバ市を訪れホームステイなどによる異文化交流を行った。 ・中国桂林市との交流については、10月に市民訪中団を組織して中国桂林市を訪れた。参加市民は男女共同参画の先進国である中国の風土・習慣に触れて、国際感覚を肌で感じる事が出来た。	A	引き続き、事業を実施していくこととするが、事業の更なる発展・充実を図っていききたい。
		交流団体のネットワーク化と活動への支援	秘書課	関係団体と連携して連絡調整等を行っている。また、アメリカユバ市の歓迎レセプションを関係団体と連携して実施した。	A	団体間の連携強化のための方策を研究していききたい。
72	外国籍市民への支援	生活情報の提供	秘書課	市民課外国籍市民の受付においては、日常生活用のパンフレットを配布している。パンフレットは担当課と協力して作成している。	B	内容の充実に努めていききたい。
			広報広聴課	生活便利帳、市ホームページのなかでの対応があるが実施対応はしていない。	D	各担当課の企画依頼に対して、積極的に掲載協力していく。即時性の面でイニシアティブがあるHPについて、翻訳ソフトの使用が有効。導入を検討する余地有。HPリニューアル時、生活便利帳作成時にも検討していく。
			市民課	外国籍市民に対し、日常生活用のパンフレットの配布や、対応をしている。	B	
		国際交流ボランティアの支援と育成	秘書課	姉妹都市等の交流事業に際して、市民ボランティアの方々を募集して協力していただいている。また、取手市国際交流協会の活動支援を通じて、協会主催事業（日本語教室や国際交流音楽祭）などが実施され、多くのボランティアの方々が参加した。	A	既存事業を充実していくとともに、国際交流に関する情報を積極的に提供していききたい。
広報広聴課	担当課からの情報提供を受け、講習会やイベント等を周知した。		C			
			社会福祉課(社会福祉協議会)	国際交流に関するボランティア団体として、取手地区と藤代地区の交流協会があり、この団体を中心に外国人と交流を図っている。補助金の支援を実施している。16年度より、交流センターで外国人と市民のネットワーク作りをしている。国際交流及び語学ボランティアとして登録されている人80名。乳児検診、転校生の授業、病院等での通訳など実施。その他日本語教室も開催。	A	

施策の基本方向(17) 平和意識の高揚と貢献

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
73	平和意識の高揚	市民参加による平和事業の実施や平和教育の充実 ・広島平和記念式典等への参加(中学生の平和大使)支援	総務課	<p>○平和コーナーの設置 昭和の日に開催される「こども天国」に、平和コーナーを設置し、原爆パネルの展示や戦争体験記の販売及び平和基金への募金活動を行った。</p> <p>○平和展 悲惨な戦争の記憶が薄れがちな今日、原爆の惨状や戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて考えるため、原爆や被爆された長崎市の状況を写した写真パネルを展示。</p> <p>○夏休み親子平和映画 「平和の大切さと戦争の悲惨さ」を家族で語り合い、親子で平和を考える機会として、平和映画等の上映会を開催。</p> <p>○平和基金への募金活動 広く市民の平和意識の高揚を図るとともに、平和事業資金として活用するため、市内金融機関等41ヶ所に平和基金箱を置いてもらい、募金活動を行った。</p>	B	来年度以降、平和基金を活用した平和事業を検討し、さらに平和の尊さを広く啓発していく。
			指導課	<p>道徳・社会等で平和意識の高揚を図っている。また、平和大使派遣事業では、全中学校で報告会を実施している。</p>	A	
74	平和への貢献	相互理解のための情報の提供	秘書課	<p>ユーバ市民との交流事業では、ユーバ市生徒が学校授業へ参加した。生徒間同士で異文化に触れ、お互いを認め合うことによって相互理解は深まった。一方、一般向けの情報提供に関しては市ホームページのみとなっている。</p>	B	市ホームページの充実を図り、他の媒体による情報提供方法を検討していきたい。

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備

主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援

施策の基本方向(18) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
75	仕事と育児の両立支援事業の推進	低年齢児保育,土曜日延長保育,延長保育,障害児保育,一時保育の充実	子育て支援課	低年齢児(生後6ヶ月~)の保育は公立11カ所中9ヶ所で実施。土曜日延長保育は,公立4ヶ所で実施。7-7延長保育は公立3ヶ所で実施した。障害児保育は職員の加配により実施し,一時保育は公立4ヶ所で実施し多くの利用者を受け入れることが出来た。	B	実施箇所のさらなる拡大を図る。
76		休日保育,病後児保育の実施	子育て支援課	実施にむけ視察を実施した。	B	保育所統廃合,民営化後に導入を予定している。
77		学童保育の充実	スポーツ生涯学習課	市内全小学校で実施。	B	事業内容のより一層の充実を図る。
78		両立支援のための保育サービスの周知	子育て支援課	広報紙,ホームページ,地域子育て支援センターを中心に周知した。	B	今後も継続して多様な手法で周知に努める。
79		両立支援のための実態調査とニーズの把握	子育て支援課	取手市次世代育成支援地域行動計画の後期計画見直しに伴う基礎資料の収集として調査を実施しニーズの把握をした。	B	社会状況の変化と地域の特性,アンケートからの市民ニーズを反映した計画見直し作業を実施する。
80		家庭乳児保育事業(生後43日から1歳まで)の充実	子育て支援課	利用者,受入登録者ともになし。	C	ニーズの把握に努める。
81		家庭児童相談事業の周知,充実	子育て支援課	家庭相談員による相談の実施。 相談実件数:203件 延べ件数:1450件	A	今後も継続していく。

施策の基本方向(19) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
82		労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発	人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	今後も実施していく
			産業振興課	平成19年度中小企業プロジェクトを立ち上げ,経営者との連携の場を確保したが中小企業プロジェクトは継続していない。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをして行きたい。
			秘書課	男女共同参画情報紙において,「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世帯に紹介している。 広報とりで12/1号で,仕事と育児・介護の両立を支援しており,茨城労働局から表彰を受けた企業を取り上げ,社員の声を紹介した。	B	継続して実施していく
83	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	家庭において男性が家事・育児・介護に参画できるようにするため,育児・介護休暇取得の啓発	人事課	男性職員1名の取得実施あり。	A	今後も実施していく
			産業振興課	平成19年度中小企業プロジェクトを立ち上げ,経営者との連携の場を確保したが中小企業プロジェクトは継続していない。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをして行きたい。
			秘書課	広報とりで1/15号でワークライフバランスについての特集記事を掲載した。社会で求められている働き方についてPRすることができた。	B	男性が休暇を取得しやすいような事業所への取り組みを検討する。(管理職や職場風土の改善,男性の取得率目標値など周知していくなど)
84		男女共同参画に基づく働き方についての事業所(市を含む)に対する啓発	人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	今後も実施していく
			産業振興課	平成19年度中小企業プロジェクトを立ち上げ,経営者との連携の場を確保したが中小企業プロジェクトは継続していない。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをして行きたい。
			秘書課	安心して働き妊娠育児ができる法律(均等法第13条)の啓発ポスターを庁内で掲示している。 「女と男ともに輝くとりでの集い」で,青年会議所に参加を呼びかけ,中小企業事業主への啓発を実施した。 市で,商工会理事会に出向き,第二次計画の趣旨説明のなかで就労の場における施策について説明し協力を依頼した。	C	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で男性の働き方(長時間労働など)の見直しなどの施策を推進する。

85	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	事業所(市を含む)に対する育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	人事課	育休・介護休暇対象職員への説明	A	今後も実施していく
			産業振興課	平成19年度中小企業プロジェクトを立ち上げ、経営者との連携の場を確保したが中小企業プロジェクトは継続していない。	D	経営者へ関係パンフレットの配布などをしていきたい。
			秘書課	男女共同参画情報紙において「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを全世帯に紹介している。(育児介護休業制度の利用状況など)一層の取り組みと、他事業所への啓発をした。	C	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点から、特に男性の育児休業制度の取得者アップをめざす取り組みをする。

主要課題9 就労の場における男女平等の推進
 施策の基本方向(20) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
86		事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	男女共同参画情報紙において「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを紹介し（女性の職域拡大や女性の人材育成など）、一層の取り組みと、他事業所への啓発をしている。 市で、商工会理事会に出向き、第二次計画の趣旨説明のなかで就労の場における施策について説明し協力を依頼した。	C	あらゆる角度から市内事業所に周知啓発していく。
87	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置（ポジティブアクション：男女間の格差改善）の促進	人事課	職員個人の能力を大前提に人事配置した結果、従来女性が不在であった分野（法務・建築・ケースワーカーなど）が減少している	A	今後も実施していく
			産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
88		セクシュアル・ハラスメントに関する情報の提供及び啓発	人事課	セクシュアルハラスメント相談担当者研修の実施	A	今後も実施していく
			産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
89		女性労働問題の相談体制、学習機会の充実及び関係機関との連携	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			秘書課	市内事業所内で、性別に起因する人権問題（セクシュアル・ハラスメントなど）や処遇に関する相談に関し、助言及び均等室など関係機関への引継ぎなどを主要業務とした相談体制を整備している。 市ホームページに相談サイト一覧を設置した。	B	相談一覧サイトの充実を図る
90	パート労働者・派遣労働者への支援	パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供	人事課	臨時職員登録制度の実施	A	今後も実施していく
			産業振興課	平成19年10月10日に取手市地域職業相談室（ハローワーク龍ヶ崎と共同運営）を開設しており職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行なった。	B	業務として継続実施して行く。 内容の充実を図る。

主要課題10 商業・農業等における男女共同参画の推進
 施策の基本方向(21) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
91	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	女性農業者・自営業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
			農政課	取手市における女性農業士の定員(営農種別により県からの割り当て)4名のままで、平成20年度に増減は無かった。	B	定員等について、茨城県等と調整を図っていく。
家族経営協定(注)の普及、啓発		農政課	平成20年度に1増加。認定農業者の申請時に説明案内を行うとともに、茨城県発行のパンフレットの配布により普及、啓発を行った。現在12家族。	B	目標家族数は18家族数であり、その目標達成のため普及、啓発を行っていく。	
農業委員会委員への女性の登用		農業委員会	改選時期ではないため、19年2月改選時と同様女性農業委員1名のままである(任期3年)	B	H22年2月改選のため、H21年度に要望を実施予定	
94	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	産業振興課	理事29人のうち女性1人(個人事業主から選考)。意思決定への女性参画に向けた対応は実施していない。	D	商工会役員へ働きかけて行く。
			農政課	県機関主催の農業・農村における男女共同参画イベント等の周知。	B	さらなる周知の拡大に努める。

主要課題11 起業・再就職に対する支援
 施策の基本方向(22) 女性のチャレンジ支援

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
95	女性の職業意識を高めるとともに、ライフ・プランを立てるための学習支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップの支援 ・各種資格取得講座の情報の提供 ・キャリアアップに関する情報の提供	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
96		公共訓練施設への入所支援	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットを配布して行きたい。
97		訓練時の保育サポート	子育て支援課	一時保育事業では保護者の職業訓練時の児童の保育を行っており、また、場合によっては保育所の入所も可能としている。	A	今後も継続していく。
			産業振興課	実施していない。	D	ファミリーサポートセンター及び一時保育等への紹介をして行く。
98		21世紀職業財団との連携の充実	産業振興課	実施していない。	D	関係パンフレットの提供を受けて配布して行きたい。
			秘書課	講習会の開催について、広報とりでで掲載した。	B	情報の交換を進める。
99	多様な働き方(再就職)のための支援	職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	産業振興課	ゆうあいプラザ(働く婦人の家・勤労青少年ホーム)で、簿記3級・2級講座の開催。	B	セミナー等の開催情報は積極的に紹介して行く。
			秘書課	市主催で研修会の実施はしていない。	D	他機関と連携による開催が可能かどうか検討する。
100		再就職に関する情報提供や相談の充実	産業振興課	平成19年10月10日に取手市地域職業相談室(ハローワーク龍ヶ崎と共同運営)を開設しており職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行なった。	B	業務として継続実施して行く。
			秘書課	チャレンジ相談(茨城県女性プラザ)、ハローワーク常総などの主催啓発セミナーに関するチラシを公共施設で配布した。また広報紙で掲載し情報の提供をしている。国県のチャレンジ支援サイトと市ホームページをリンクさせ情報の収集を容易にした。	C	国県主催のチャレンジ支援に関する事業を有効に情報提供できるよう工夫する。

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備

主要課題12 生涯にわたる男女の健康づくり

施策の基本方向(23) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
101	生涯にわたる健康づくり	思春期, 更年期, 老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり(性差医療(注)を含む)の普及・啓発及び健康相談の充実	保健センター	糖尿病予防教室: 140名, 糖尿病継続教室: 91名, 骨粗鬆症予防教室: 16名, メタボ解消教室: 202名, 健康診査事後指導: 143名 他, 一般成人健康教育: 352名, 取手市ヘルスメイト協議会による母子や成人・高齢者対象の普及活動等実施。地区別健康相談や健康福祉まつりでの健康相談: 2, 792名	B	各種健康教室や, 健康相談をより充実していくことにより, 疾病や病態に関する知識の普及と共に, 健康増進に努める。
			スポーツ生涯学習課	スポーツの振興及び市民の健康づくりとして, 年齢性別を問わず親しめるウォーキング大会をはじめ, 各種スポーツ大会を開催した。	B	手軽に楽しめるニュースポーツを, 体育協会や, 体育指導員などと連携して普及啓発に努めていく。
102	健康診査等の充実	市民の健康管理を図るため, 各種健康診査等の充実	保健センター	胃がん検診: 2, 345名, 大腸がん検診: 2, 896人, 子宮がん検診: 1, 429名, 乳がん検診: 1, 783名, 呼吸器検診: 11, 218名, 前立腺がん検診: 2, 223名, ヘルスアップ健診: 538名, 骨粗鬆症検診: 163名	B	今後も各種がん検診等の受診勧奨を実施し, 疾病の早期発見に努める。また, 精密検査者への受診勧奨を強化し, 事後フォローの徹底に努める。
103	メンタルヘルス事業の充実	心の健康づくりに対する情報の提供, 啓発, 相談体制の充実	保健センター	パンフレット等の掲示や配布, ホームページ・広報への掲載により, こころの健康に関する情報提供を行った。年に1回精神保健講演会を実施し, 広く市民にこころの健康について普及啓発する機会を設けた。健康福祉まつりにて, ストレスに関するパネルを掲示した。取手市立保健センター, 取手市立藤代保健センターにおいて, 月に1回こころの健康相談を実施すると共に, 保健師及び精神保健福祉士による随時相談・訪問を行った。	B	年に1回は精神保健講演会を実施する。ホームページや広報等において, こころの健康に関する情報を随時掲載していく。市民が気軽に相談できる体制の継続に努める。

施策の基本方向(24) 妊娠・出産等に関する健康支援

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
104		家庭における性と人権教育の促進	保健センター	電話等による相談の実施	B	電話相談及び講話依頼があった場合に実施していく。
			秘書課	実施していない	D	慎重に進めていく
105	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	男女がお互いの性を理解し, 尊重し, 妊娠や出産について, 相互の意思が尊重されるための意識の啓発	保健センター	父親教室(プレママ・パパ教室3回目): 年8回 参加者総数177名 子育て教室: 年3回 参加者総数45名	B	平成20年度はプレママ・パパ教室として, 1コース3回の開催したが, 内容の見直しを図り, プレパパ教室をプレママ教室と分離し, 1日間(土曜日開催)を年8回実施する。夫婦で教室参加することで, 男女共同参画の意識を高めてもらう。
			秘書課	庁内研修で新規採用職員, 初級職員対象に, 趣旨の説明をした。	C	慎重に進めていく
106		母性の重要性についての認識を深めるため, 親と子の自覚についての学習機会の充実	保健センター	妊婦教室(プレママ・パパ教室): 年8回(1コース3日間) 参加者延数316名	B	平成20年度はプレママ・パパ教室として, 1コース3回の開催したが, 内容の見直しを図り, 21年度はプレママ教室を1コース3日間を年8回実施する。
107	妊娠・出産等における母子の健康管理	妊娠期, 出産期及び乳幼児期における健康診査の充実	保健センター	委託妊婦健康診査: 3804件/委託乳児健康診査: 981件/4ヵ月児健康診査: 784名/9ヵ月児健康診査: 751名/1歳6ヵ月児健康診査787名/3歳児健康診査: 778名	B	妊婦委託健康診査は平成20年度5回であったが, H21.2.27付雇児母第0227001号通知により, 平成21年度から14回と拡大し, 公費負担額・検査項目の変更をした。
108		妊娠期, 出産期における保健指導の充実	保健センター	妊婦教室(プレママ・パパ教室): 年8回(1コース3日間) 参加者延数316名	B	平成20年度はプレママ・パパ教室として, 1コース3回の開催したが, 内容の見直しを図り, 21年度はプレママ教室を1コース3日間を年8回実施する。
109		発達段階に応じた性教育, 保健安全教育の充実	指導課	保健・学級活動の時間で指導しているが, 更なる充実を図りたい。	B	児童生徒の発達段階に応じて継続して実施刷る。

施策の基本方向(25) 健康を脅かす問題についての啓発・充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
110	HIV／エイズ・性感染症対策	市広報紙,リーフレットなどによる普及,啓発	保健センター	取手保健センター及び藤代保健センターにおいて,ポスター掲示等により啓発を実施。	B	保健所と連携を図り,継続して実施する。
111		情報提供と相談体制の充実	保健センター	健康福祉まつり(平成21年11月29日開催)において,竜ヶ崎保健所に依頼し,情報提供及び相談窓口を開設した。	B	保健所と連携を図り,継続して実施する。
112		学校,生涯教育の場での防止対策の啓発	学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し,健康管理と疾病の予防に努めた。特に,学校で開催する講演会を児童生徒が受講することにより感染症予防の知識を身につけた。また,保健主事等の県主催の研修会への積極的な参加により性感染症等の知識の取得と情報提供を行った。	A	今後も市内小中学校教職員の研修会への参加により,ハイレベルな指導ができるようにする。
113	薬物乱用防止対策	情報提供と相談体制の充実	指導課	保健・学級活動の時間で指導しているが,更なる充実を図りたい。	B	児童生徒の発達段階に応じて継続して実施する。
			スポーツ生涯学習課	未実施	D	啓発活動の実施。
			子育て支援課	子育て支援課としては取り組まなかった。	D	子育て支援課のみでの取り組みは困難である。
114	薬物乱用防止対策	学校,生涯教育の場での防止対策	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発を実施。	B	保健所と連携を図り,継続して実施する。
			学務給食課	国・県からの情報提供により市内小中学校へパンフレットを配布した。また,学校における講演会を通して児童・生徒が薬物に対する正しい知識を取得するとともに,教職員の研修会の参加により学校全体の意識の高揚に努めた。	A	今後も学校薬剤師・警察職員による講演会を中心に,児童生徒が正しい知識が身につくよう環境を整える。
			指導課	保健・学級活動の時間で実施し,充実が図られている。	A	
115		薬物乱用防止のための啓発	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発。	B	保健所と連携を図り,継続して実施する。
116	飲酒・喫煙防止の啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発,情報の提供	保健センター	健康福祉まつりにて,受動喫煙防止に関する講演会・取手市薬剤師会の協力のもと禁煙体験やパネル展示,薬の相談・竜ヶ崎保健所の協力のもと受動喫煙防止PRを行い,禁煙及び受動喫煙防止の啓発活動を実施(603名)。他に各種健康教育や健康相談においても,随時,禁煙及び受動喫煙防止等の相談・指導を実施。	B	今後も,健康教育や健康相談等の充実を図りながら,禁煙や受動喫煙防止に関する知識の普及及び情報提供に努める。
			指導課	保健・学級活動の時間で実施し,充実が図られている。	A	
			スポーツ生涯学習課	7月と11月に取手警察署,行政及び関係団体と取手駅において啓発活動を実施した。	B	恒例の事業にしていく。

主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり
 施策の基本方向(26) 子育て支援体制の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
117	保育施設等の地域への開放と支援	地域の子育て家庭への支援 ・子育て支援センターの充実	子育て支援課	地域子育て支援センターは、子育てに関する情報交換、相談、交流の場として大勢の親子に利用され（総利用者数50,862人）、地域の子育て家庭への支援の拠点として有効に機能している。	B	今後も継続していく。
118		学校・保育施設等の校庭・園庭開放	子育て支援課	市民が利用しやすいよう、看板を掲示。園庭の利用や、乳児の授乳等で立ち寄る場合がある。	B	今後も継続していく。
			スポーツ生涯学習課	市内の小中学校26校の体育館、武道場、校庭を、地域のスポーツ・文化団体のべ235団体に対して活動の場として開放。	B	体育館等の耐震工事や、統廃合により施設数が減少するため、団体間での調整を図っていく。
119	子育て支援の充実	ファミリーサポート支援事業等の充実	子育て支援課	活動件数2501件。会員665人。援助内容：各施設への送迎、放課後児童クラブ終了後の預かり、保護者の求職活動・短時間及び臨時的就業援助など	B	今後も、身近に救急対応できる一時預かりの場所を提供することで、子育ての安心感を高めていく。
120		子育てに関する情報の提供、相談体制の充実	子育て支援課	キッズクラブカード（県事業）の開始にあたり、制度を広報紙で周知し、子育て家庭の経済的な支援を広くPRした。子育て支援センター及び家庭相談室で、電話や面接による育児や子育て・非行に関する相談の場を設けている。	B	今後も継続していく。
121		母親クラブの育成、充実	子育て支援課	白山地域子育て支援センターを利用している母親たちがサークル（「ひだまり」）を設立し、活動を行っている。H20年度は、とりですくすくナビ改訂版の作成に補助を行い、サークル活動の充実を図った。	B	新しいサークルが設立されるよう支援組織の結成を含め、育成を図っていく。
122		子育てネットワークへの支援	子育て支援課	ネットワークはないが、各保育所の保護者会との連絡調整をしている。	A	支援組織の結成を含め、育成を図っていく。
123		公共施設でのバリアフリー(注)化及び保育施設など子育て環境整備	公共施設整備課	寺原小学校にエレベーター、スロープ等を設置、保育所建設時のアドバイス	A	老若男女が安心できる環境づくりを常に考え、市施設の設計、工事にアドバイスなどし反映して行きたい。
			子育て支援課	安心して外出できる環境の整備にむけ、国県の歩道の整備、取手駅・藤代駅を中心としたバリアフリー化に取り組んでもらうよう次世代育成計画の施策推進を関係各課に働きかけた。「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、永山保育所の改築にあたり親子が使いやすいよう設計に配慮した。H19年度設計・H20年度改築工事	B	引き続き取り組みを進める。
124		学校における相談事業の充実	指導課	全校に子どもと親の相談員を配置している。	A	
125	子どもの交流場所の整備	子どもや保護者のニーズの把握と調査	スポーツ生涯学習課	子どもクラブを利用する保護者との懇談会を実施。	B	
126		「放課後子どもの居場所づくり」の整備、運営の充実	スポーツ生涯学習課	平成20年度より「児童クラブ事業」と「子どもの居場所づくり事業」を一体化した「放課後子どもクラブ」を全小学校で実施した。	B	事業内容のより一層の充実を図る。

施策の基本方向(27) ひとり親家庭に対する支援の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
127	ひとり親家庭の福祉と自立の支援	経済的支援の促進	子育て支援課	相談件数 16件	B	今後も継続していく。
128		住宅支援の充実	管理課	住宅に困窮している低所得のひとり親家庭であれば概ね入居申し込みの条件をクリアするので、特別な優先措置は実施していないが、入居申し込み及び家賃算定のための収入認定にあたり、所得税法上の寡婦・寡父に対する所得控除の措置がある。また、H19年度より、入居者抽選にあたり、住宅困窮度に応じて抽選器をまわす権利回数を変えるポイント制で実施。母子・父子世帯は加点対象としている。	B	引き続き実施する。
			子育て支援課	相談件数 2件	B	今後も継続していく。
129		相談体制の充実	子育て支援課	上記以外の相談件数 3件	B	今後も継続していく。

主要課題14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

施策の基本方向(28) 高齢者・障害者等の社会参画の促進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
130	生きがいづくりの推進	高齢者の学習意欲に応えるための各種健康教室など学習機会の充実	高齢福祉課	地域ケアシステム推進事業として19年度の男性講座受講生のフォローアップ事業を実施。9人がサークルを立ち上げ、各種のイベントへの協力や「それぞれの楽しみを見つける」をテーマに定例会を開くようになった。	B	①テーマに斬新性を持たせ、参加者の新たなニーズに応じていく。②教室生の自主活動へと移行して行く。
131		生きがいづくりのための、世代間、ふれあい交流事業の推進 ・高齢者サロンの充実 ・公園など身近なところでのふれあいの場の提供	高齢福祉課	げんきサロン運営（げんきサロン戸頭西・げんきサロン稲・げんきサロン藤代・いきいきプラザ）延利用者数24,699人、延開設日765日	B	今後も需要の伸びが予想される。週3～4日開設をしている施設については、週5日を限度に開設日を増やすよう検討する。
132		高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	高齢福祉課 スポーツ生涯学習課	①シルバーウォーク 参加者数約400名 ②取手プラン生命の樹 延実施回数209回 延参加者数4,838名 ③三次元プロジェクト 要介護者乗馬及びシニア乗馬教室延参加者数534名 総合型地域スポーツクラブ3団体への活動拠点の確保と、情報提供など、側面的支援を行った。	B B	①敬老の日前後の日程で今後も継続していく。②平成19年度から第2期生を実施。3ヵ年事業。③今後も同様に実施していく。 クラブの専用使用が出来る活動拠点の確保
133	社会参画の促進	高齢者及び障害者等の特性を生かしたボランティアや就労の場の確保	障害福祉課 社会福祉課(社会福祉協議会) 高齢福祉課(シルバー人材センター)	障害者の働く場を提供するために、福祉の店「小さな家」を設立。それをボランティアが支援し店を運営している。さらに、福祉交流センターの清掃業務を請け負いボランティアと一緒に障害者が働いている。また、障害者自立支援法に基づき就労支援を行っている事業所へ通所できるよう支援している。 高齢者に対しては希望も聞きながら、いきいきサロン、給食サービスなど地域密着の活動やサークル、趣味や特技をいかした活動・サークルなどを紹介。障害者に対しても、本人（や家族の）希望も聞きながら、当事者や家族を支援していたり当事者自身が活躍できるサークルや活動を紹介する。 シルバー人材センター会員数674人、就業延べ人数62,862人、就業実績24,685,000円	B B B	 受け入れ先の充実。 今後もシルバー人材センターの運営に対し支援していく。
134		高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	高齢福祉課 障害福祉課	サービス内容をホームページ掲載・広報掲載、また、民生委員を通してサービス一覧表を配布し、地域での活動に役立ててもらっている。 身障スポーツ大会・ゆうあいスポーツ大会への参加呼びかけ、各種イベントへの出展要請や参加要請等を市広報・社協だよりをとおして情報提供を行った。	B B	今後もホームページ等とおし、情報提供に努める。

施策の基本方向(29) 介護体制の確立と推進

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
135	介護保険・福祉サービスの充実	介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問診査の充実	高齢福祉課	①介護保険申請のあった方には、訪問調査員やケアマネ等による情報提供を行っている。 ②介護保険のパンフレットの配布 ③高齢者福祉事業一覧表を作成し窓口等で配布した。 ④ホームページ・広報等に掲載し情報を提供している。	B	今後もホームページ・広報等とおし、情報提供に努める。
136		介護サービスの質の向上と充実	高齢福祉課	①介護保険制度改革に伴い、引き続きケアマネ連絡会との話し合いの場を設け適正なサービスの提供を図った。	B	介護を必要とされる方が増える傾向にあり、ケアプランのチェックを行い、質の高いサービス利用につなげていく。
137		地域ケアの推進とネットワークの支援	社会福祉課	対象者に保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、サービス調整会議、在宅ケアチーム会議を開催した。サービス調整会議6回、在宅ケアチーム会議31回。対象者は、在宅の高齢者及び障害者（児）等。	B	今後も対象者に最も望ましい福祉サービスを提供できるように、引き続き事業を実施していく。

138	介護保険・福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	高齢福祉課(社会福祉協議会)	社会福祉協議会が中心となり、介護者の悩みや不安を少しでも軽くするための集いを行った。 ①「介護者の集い」の家族の会を平成17年度に発足し、家族の会を5回開催した。会員14名 社協主催の「介護者の集い」は4回開催 ②リフレッシュ旅行(川越市)参加者32名 ③「後期高齢者医療保険制度」について研修 参加者20名 ④「回想法」について講演会 参加者63名 ⑤介護教室研修 参加者22名	B	藤代地区が中心に実施されている事業で、今後は市全域に広げていく。
139		介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	高齢福祉課	20年度から、地域包括支援センターにおいて、情報整理をした。この情報に基づき関係機関と連携を図ってきた。	B	今後も関係機関と連携を図り、介護予防事業の推進を図る。
140		要支援・要介護状態になる前に、介護予防のための施策の推進	高齢福祉課	①取手プラン命の樹プラン(機能回復教室等)登録者1,486人 ②ミニデイサービス事業 延べ利用者1,015人	B	さらに参加者を募り、それぞれにあったプランを作り 介護予防に役立てる。

施策の基本方向(30) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成20年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
141	生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実 ・傾聴ボランティアの支援と育成	高齢福祉課	①はりきゅうマッサージ施術助成事業 利用枚数5,310枚 ②緊急通報装置設置事業 新規台数40台 ③配食サービス事業 年間利用人数224人 19,373食 ④愛の定期便事業 訪問日数144日 配布本数18,838本 ⑤訪問理美容サービス事業 年間利用者58人 発行枚数204枚 ⑥紙おむつ支給事業 年間利用対象者数1,629人 ⑦ステッキカー購入費助成事業 年間利用者51人 ⑧市ねたきり高齢者介護慰労金支給事業 対象者301人 ⑨移送サービス利用料金助成事業 年間利用枚数7,182枚	B	今後も、高齢者の増加に伴い事業費の確保と事業内容の検討を進める。
			障害福祉課(社会福祉協議会)	手話奉仕員・要約筆記奉仕員・傾聴ボランティアの養成事業を実施。精神障害者の社会参加支援へのボランティア活動に対し事業費・教材費等の補助を行った。 ボランティア支援センターに「社会参加促進事業補助金」として補助している。(国県の補助対象事業のひとつ) 内容は、手話通訳者・要約筆記養成、点字・声の広報等発行事業等。	B	
142		年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	国保年金課	誰もが安心して暮らせる持続可能な医療制度確立のため後期高齢者医療制度や特定健診及び特定保健指導が平成20年4月から実施されその制度の内容等を広報誌やホームページに掲載しPRを図るとともに窓口において十分な説明を行った。また年金については年金特別便の問い合わせについて十分な説明を行った。	B	特定健診や保健指導の受診率が低いため今後も特定健診や保健指導について定期的に広報やホームページ等に制度の内容を掲載し市民に周知し受診率の向上に努める。
143	環境整備の促進	ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実(障害福祉課)	障害福祉課	障害者自立支援法に基づき、個々の障害状態にあわせ拡大読書器(日常生活用具)や車いす(補装具支給)・手話通訳者の派遣等を行っている。	B	

第3部 施策の成果指標項目の推進状況

「第二次取手市男女共同参画計画」成果指標値の進捗状況

基本目標	主要課題 (重点課題)	評価指標	計画策定時	H19	H20	目標値	進捗率	概要
			(直近値)	実績(A)	実績(A)	(目標H23) (B)	(A/B)	
1	男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	社会通念・慣習上の男女の平等感	10.8% (平成17年度)	13.7%	14.1%	15.0%	94.00%	社会通念・慣習上、男女が平等と感じている人の割合(政策調整課市民アンケート調べ)
		学校における男女の平等感	35.8% (平成17年度)	35.7%	38.3%	40.0%	95.75%	男女の平等感について、学校教育で平等と感じている人の割合(政策調整課市民アンケート調べ)
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	各種審議会等における女性委員の割合 (各年度4/1現在)	24.4% (平成17年度)	26.6%	28.9%	40.0%	72.25%	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合(秘書課調べ)
		市の管理職員のうち、女性職員の割合 (各年度4/1現在)	4.0% (平成18年度)	3.8%	5.8%	15.0%	38.67%	市管理職員のうち、女性職員の占める割合(人事課調べ)
		女性リーダー育成研修会参加者数	40人 (平成17年度)	47人	47人	88人	53.40%	女性リーダー育成のための研修会参加者のべ人数(秘書課調べ)
3	職業生活と家庭生活の両立支援	延長保育実施保育所数	4ヶ所 (平成17年度)	4ヶ所	4ヶ所	7ヶ所	57.14%	子育て支援策として延長保育実施保育所数(子育て支援課調べ)
		就労の場における男女平等の推進	18.8% (平成17年度)	19.6%	22.1%	20.0%	110.50%	男女の平等感について、職場で平等と感じている人の割合(政策調整課市民アンケート調べ)
		商業・農業等における男女共同参画の推進	10世帯 (平成17年度)	11世帯	11世帯	18世帯	61.11%	農業経営上、男女が対等なパートナーとして協定を結んでいる世帯数(農政課調べ)
4	子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	放課後子どもの居場所づくり実施小学校数	2校 (平成18年度)	18校 (平成20年度)	18校 (平成20年度)	18校 (平成20年度)	100.00%	子育て支援策として放課後居場所づくり実施小学校数(スポーツ生涯学習課調べ)
		高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	15,184人 (平成17年度)	23,500人	24,699人	20,000人	123.50%	生きがい対策としてげんきサロン等への高齢者の参加者のべ人数(高齢福祉課調べ)

資 料

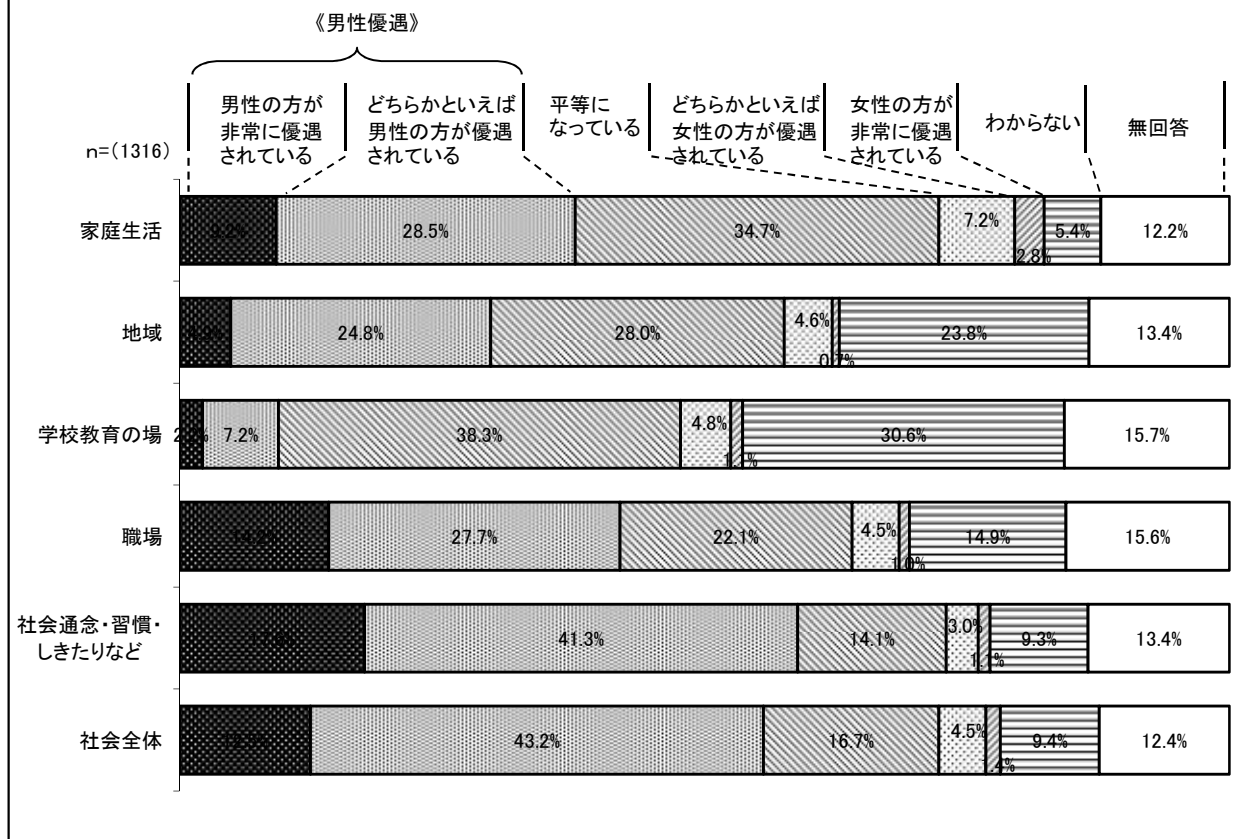
7 男女の地位に関する意識について

(7-1) 男女共同参画社会の考え方について

◇社会全体では「どちらかというと男性優位」の印象が強い

問7-1 あなたは、次の各分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。それぞれの分野で該当する番号を記入してください。

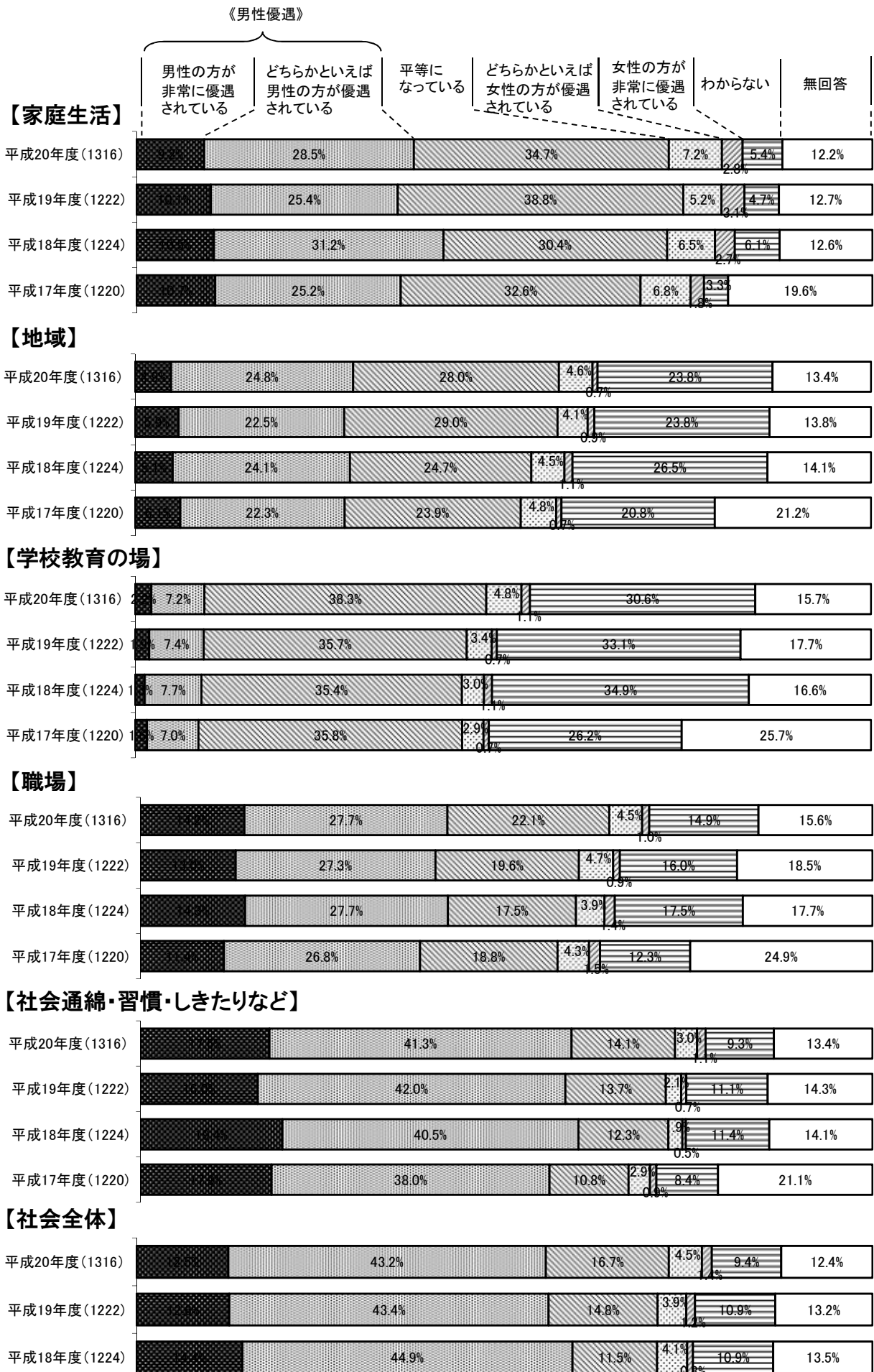
〈図表7-1〉 男女共同参画社会の考え方について



各分野での男女の地位を聞いたところ、「平等になっている」割合が最も高いのは〈学校教育の場〉(38.3%)で4割弱、次いで〈家庭生活〉(34.7%)で3割台半ばとなっている。一方、〈社会通念・慣習・しきたりなど〉と〈社会全体〉は、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた《男性優遇》が5割台と高い。逆に〈学校教育の場〉は《男性優遇》(9.4%)が1割未満と低くなっている。(図表7-1)

過去の調査結果と比較すると、前回から《男性優遇》の割合が〈社会全体〉でわずかに低下したものの、その他の項目では増加している。一方、「平等になっている」割合は〈家庭生活〉で4ポイント、〈地域〉で1ポイントの低下しているが、その他の項目では増加している。(図表7-2)

〈図表7-2〉 男女共同参画社会の考え方について 経年比較



※【社会全体】の項目は平成17年度は調査していない。

〈家庭生活〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(39.3%)が女性(31.5%)よりも8ポイント高く、《男性優遇》は逆に女性(42.0%)が男性(33.4%)よりも9ポイント高くなっている。
年齢別で見ると、全体的に《男性優遇》は「平等になっている」よりも高いが、30歳代(33.9%)、65～69歳(35.9%)、70～74歳(27.6%)では低くなっている。(図表7-3-①)

〈地域〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(33.6%)が女性(23.8%)よりも10ポイント高く、《男性優遇》は逆に女性(31.4%)が男性(27.7%)よりも4ポイント高くなっている。
年齢別で見ると、全体的に《男性優遇》は「平等になっている」よりも高いが、30歳代(33.9%)、65～69歳(35.9%)、65～69歳(27.6%)では低くなっている。(図表7-3-①)

〈学校教育の場〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(43.3%)が女性(34.7%)よりも9ポイント高く、《男性優遇》は逆に女性(10.3%)が男性(8.3%)よりも2ポイント高くなっている。
年齢別で見ると、《男性優遇》は全ての年齢層で「平等になっている」よりも低くなっている。「平等になっている」の割合は50歳代までの年齢層でおおむね4割を超えており、特に40歳代(49.0%)は5割弱となっている。(図表7-3-②)

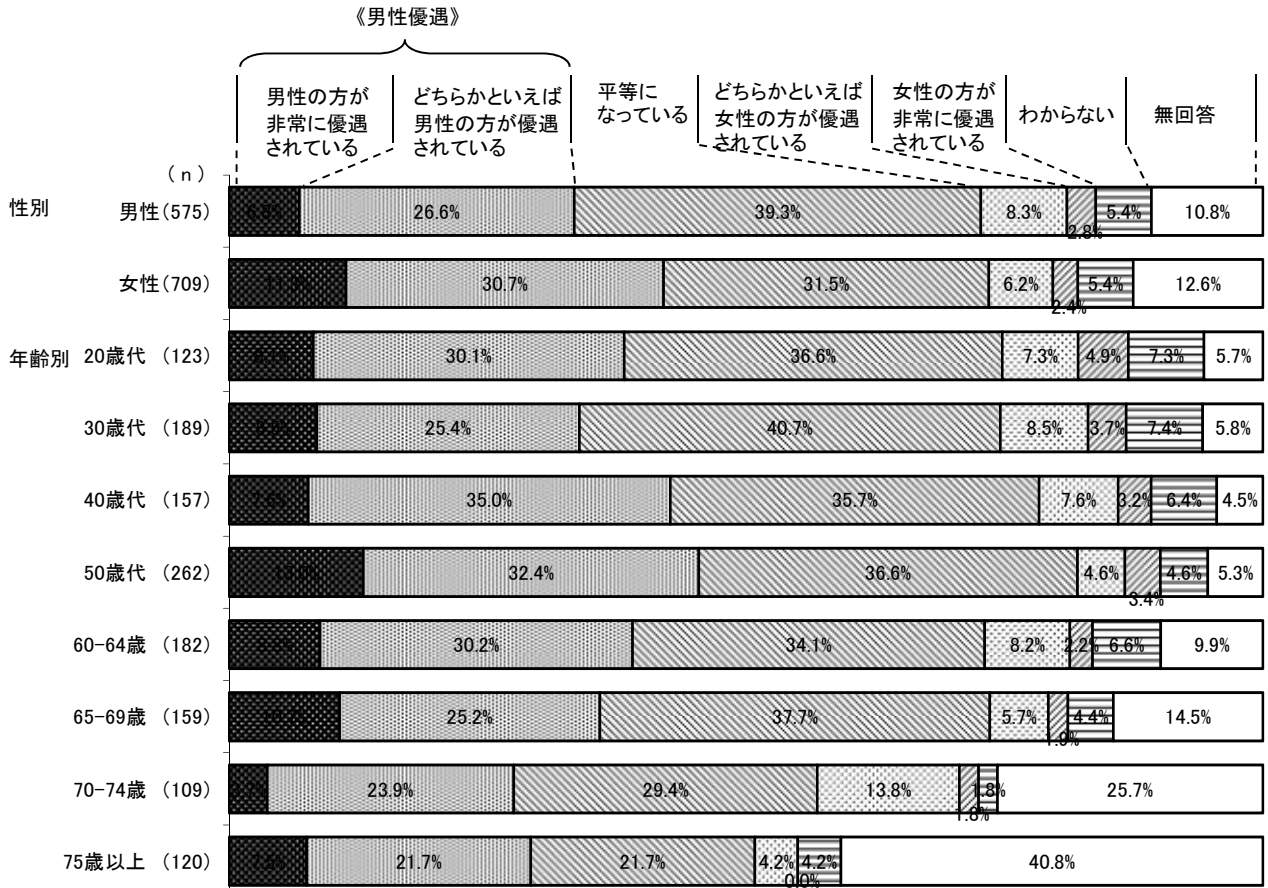
〈職場〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(27.3%)が女性(18.2%)よりも9ポイント高く、《男性優遇》においても男性(44.7%)が女性(39.9%)よりも5ポイント高くなっている。一方、女性は「わからない」(21.2%)や無回答(17.1%)が高くなっている。
年齢別で見ると、《男性優遇》は全ての年齢層で「平等になっている」を上回っており、特に60～64歳で28ポイント、50歳代で24ポイントと差が大きくなっている。(図表7-3-②)

〈社会通念・慣習・しきたりなど〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(19.0%)が女性(10.3%)よりも9ポイント高く、《男性優遇》は逆に女性(61.9%)が男性(56.0%)よりも5ポイント高くなっている。
年齢別で見ると、全ての年齢層で《男性優遇》は「平等になっている」を上回っており、特に最も高い50歳代(74.5%)では7割台半ばを占めている。次いで40歳代で66.8%、60～64歳で66.5%、30歳代で61.9%、といずれも6割台を占めている。(図表7-3-③)

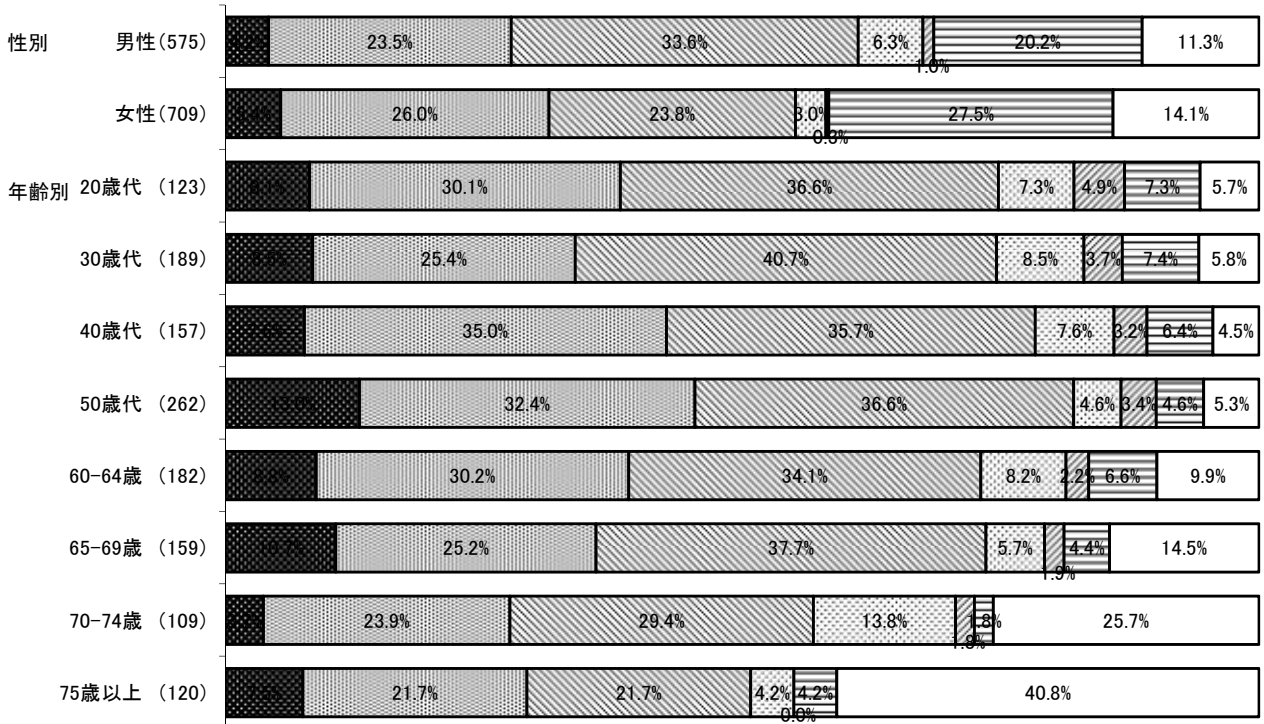
〈社会全体〉を性別で見ると、「平等になっている」は男性(21.2%)が女性(13.1%)よりも8ポイント高く、《男性優遇》は逆に女性(61.5%)が男性(49.0%)よりも12ポイント高くなっている。
年齢別で見ると、《男性優遇》は全ての年齢層で「平等になっている」を上回っており、特に50歳代(66.1%)、60～64歳(62.6%)、40歳代(60.5%)ではいずれも6割台を占めている。(図表7-3-③)

<図表7-3-①> 男女共同参画社会の考え方について 性別・年齢別

【家庭生活】

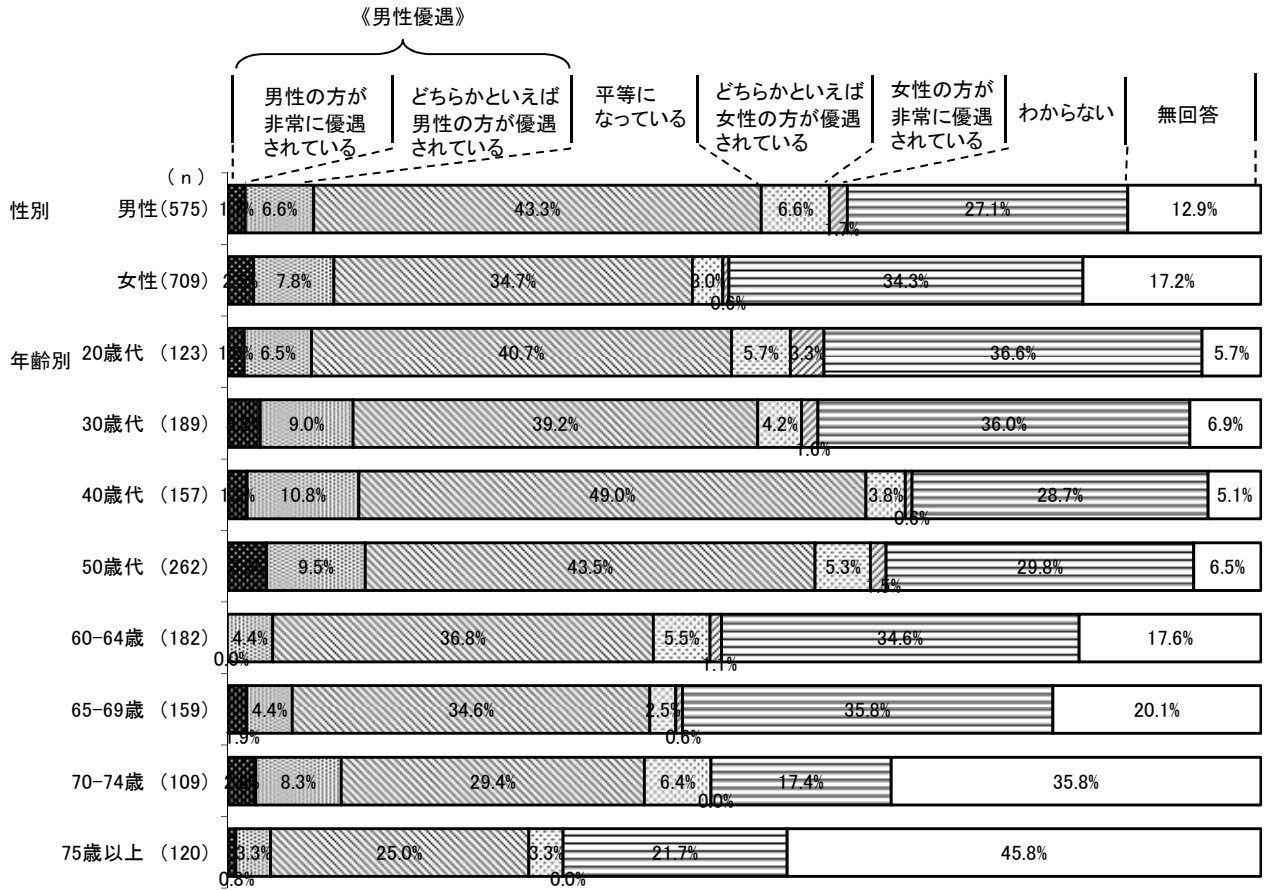


【地域】

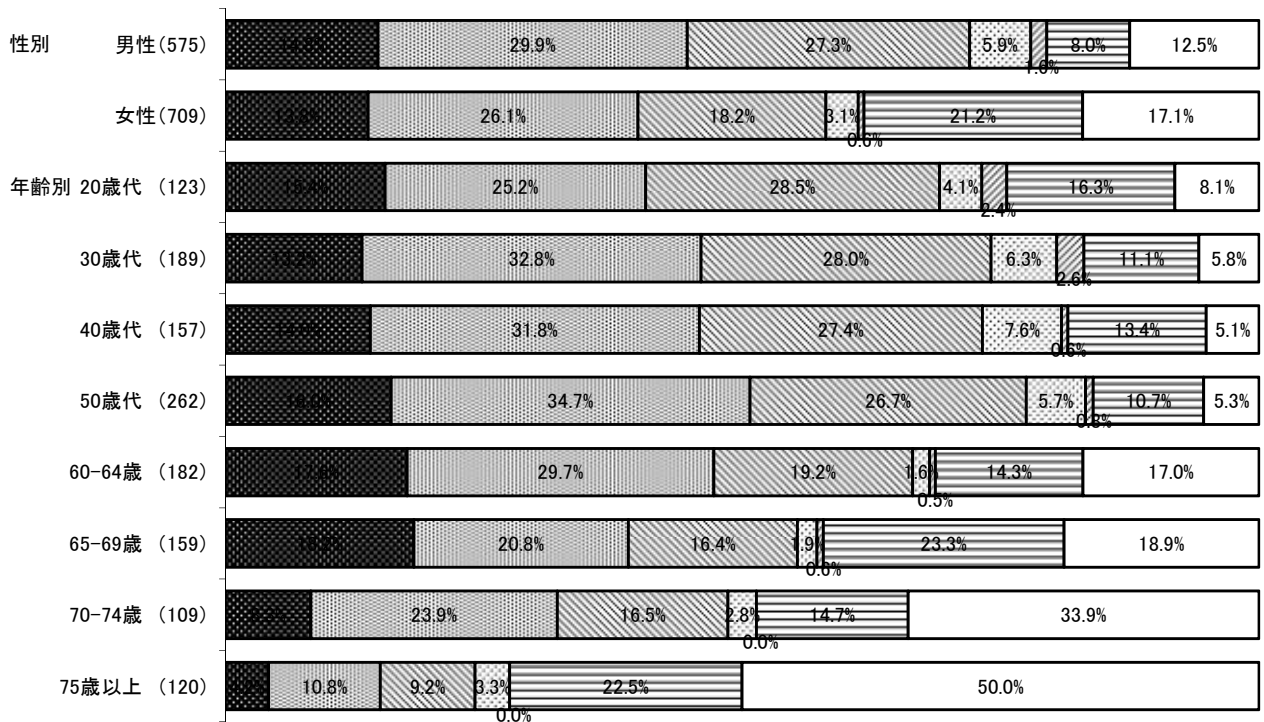


<図表7-3-②> 男女共同参画社会の考え方について 性別・年齢別

【学校教育の場】

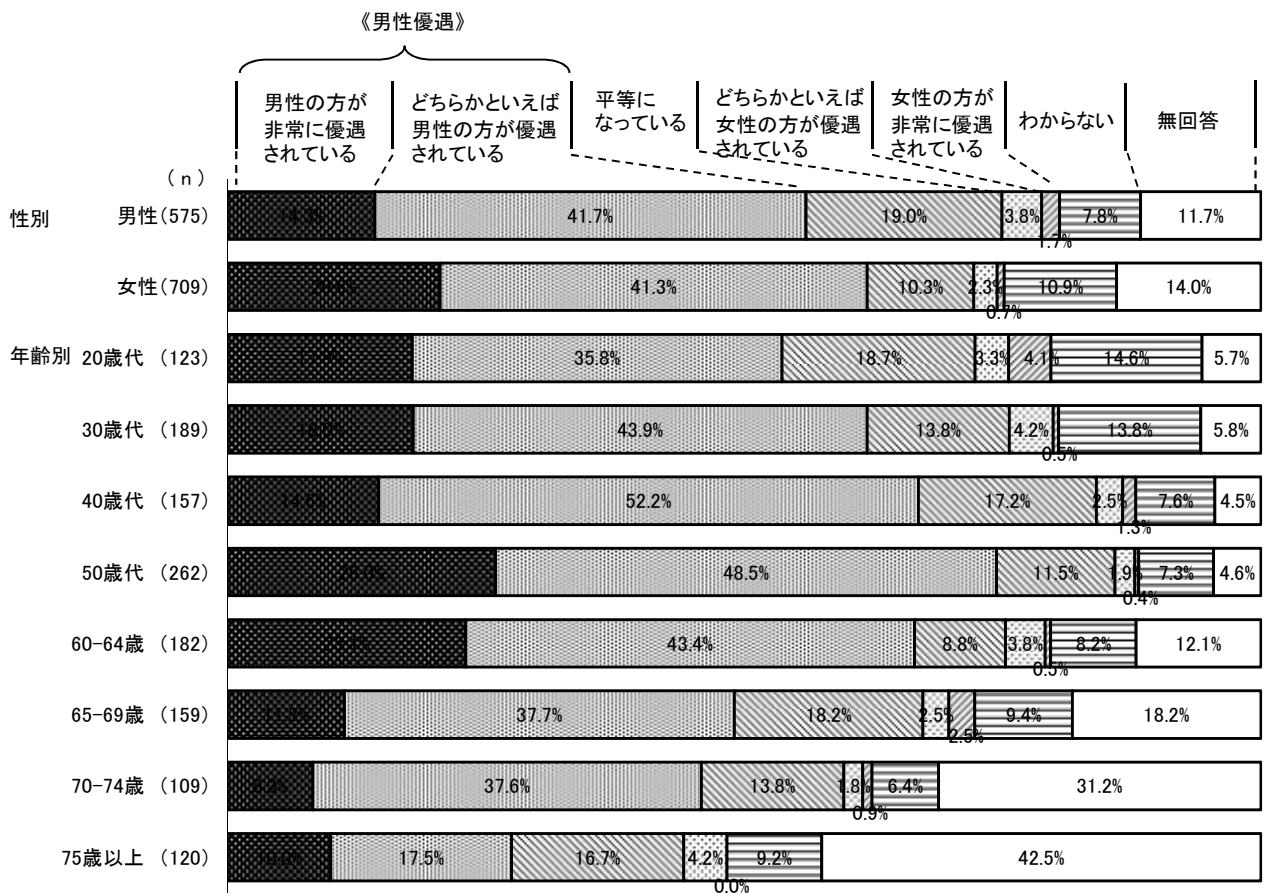


【職場】

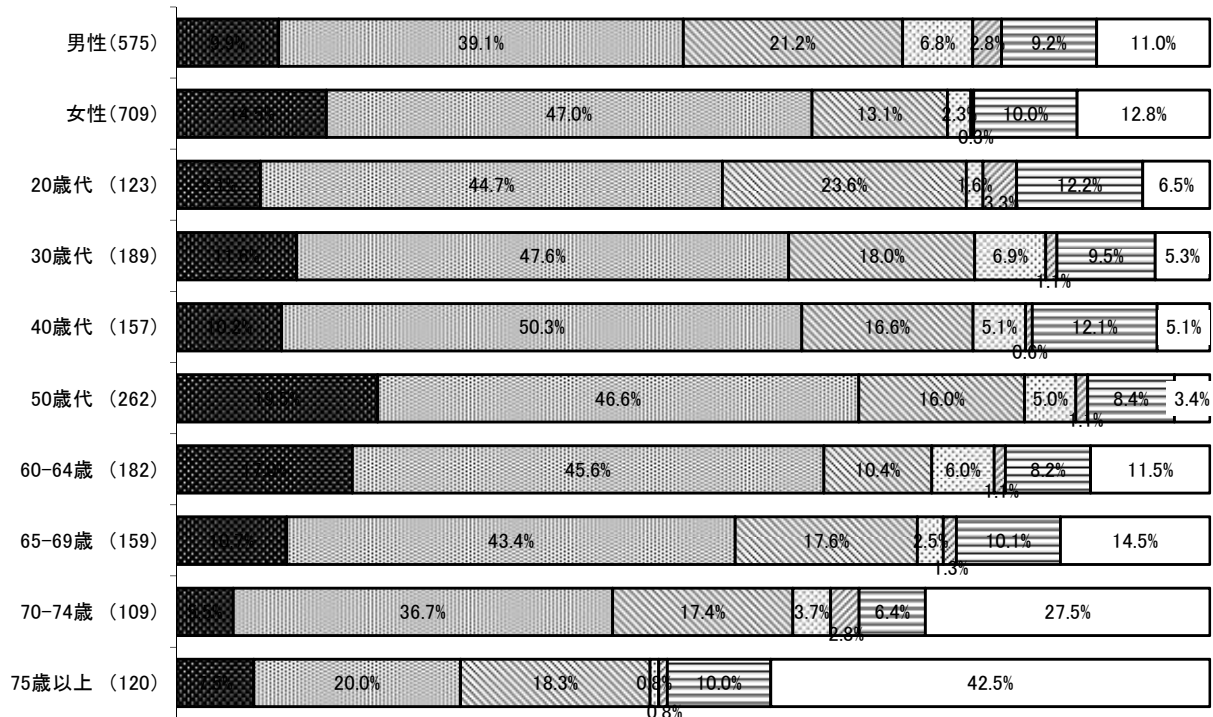


<図表7-3-③> 男女共同参画社会の考え方について 性別・年齢別

【社会通綿・習慣・しきたりなど】



【社会全体】



取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝く^{ひと ひと}とりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 1 月 4 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
 - (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- 2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第 4 条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
 - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
 - 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でない
と市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第 2 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第 6 条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書(様式第 3 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市女性のヘルプ相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項第 2 号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
2 条例第 22 条第 3 項第 3 号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する 18 歳以上の者をいう。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、秘書課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、平成 19 年 8 月 27 日から施行する。

＜苦情処理体制フロー図＞

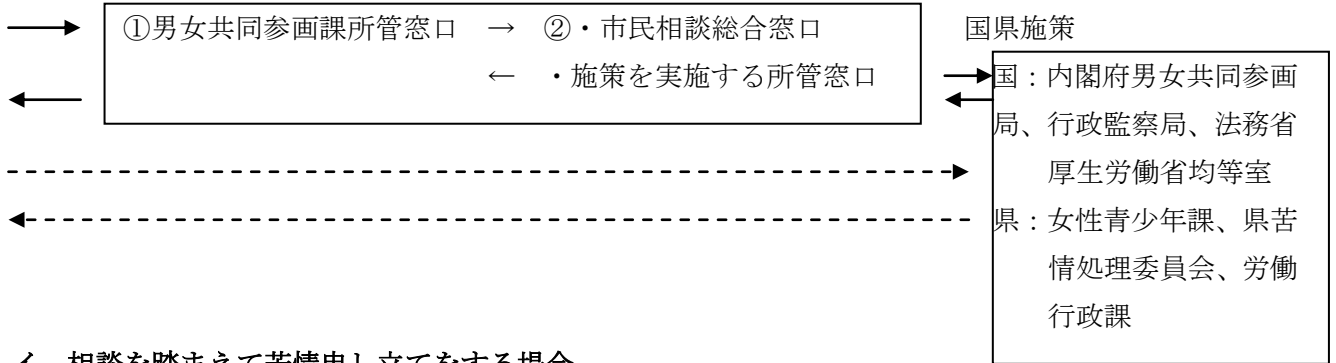
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

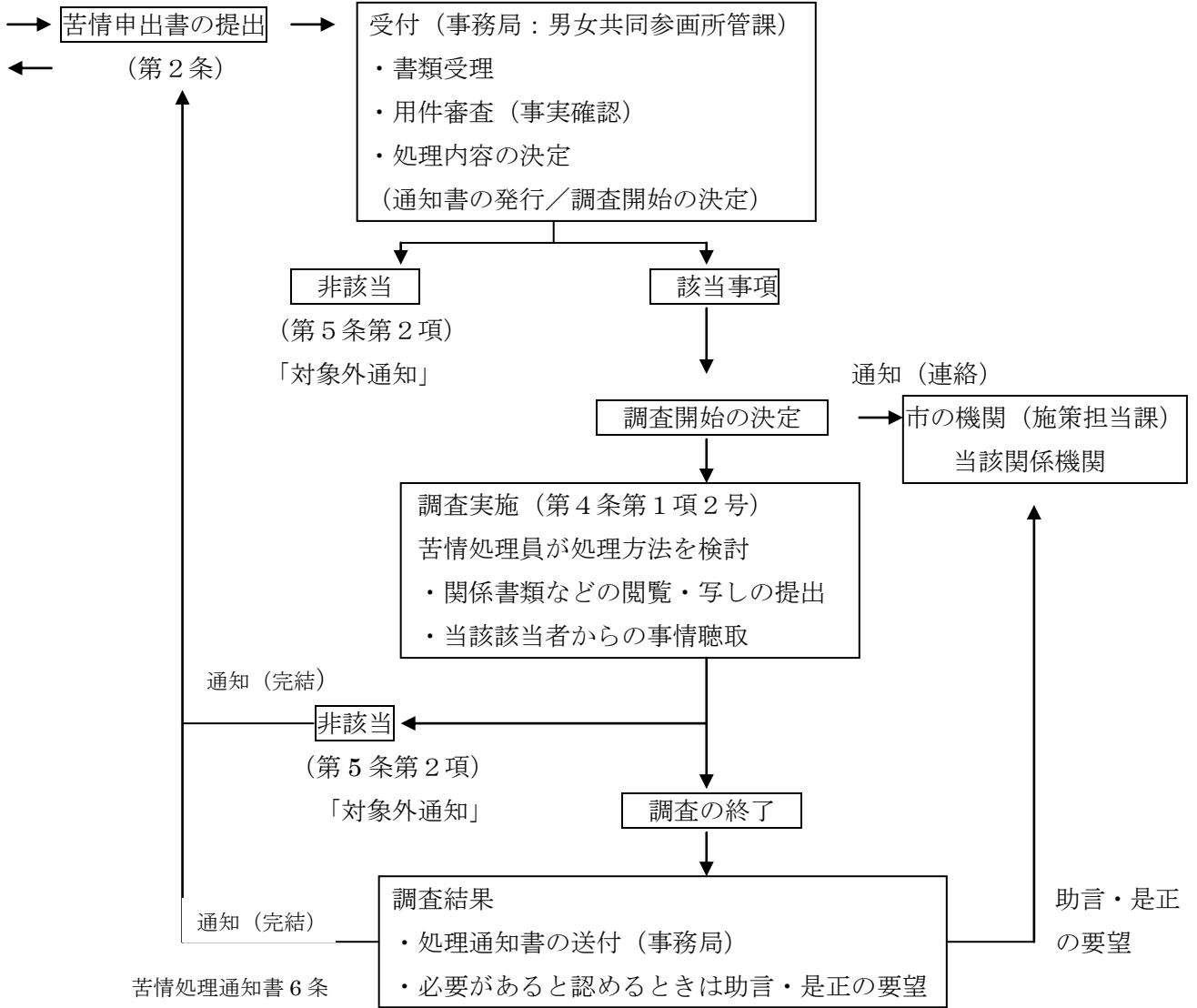
②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

ア、相談のみで解決する場合



イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介



秘書課・人事課

調査概要

①調査目的

市役所内の実態を把握してセクハラ防止指針の策定並びに庁内の体制整備の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

②対象

取手市職員

③調査実施期間

平成20年8月12日(火)～20日(水) (9日間)

④回収率

アンケート配布数 1,526 枚

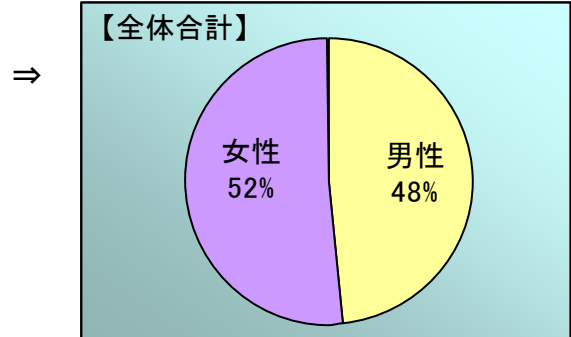
回収数 1,120 枚(無効 8 枚)

回収率 73%

調査結果

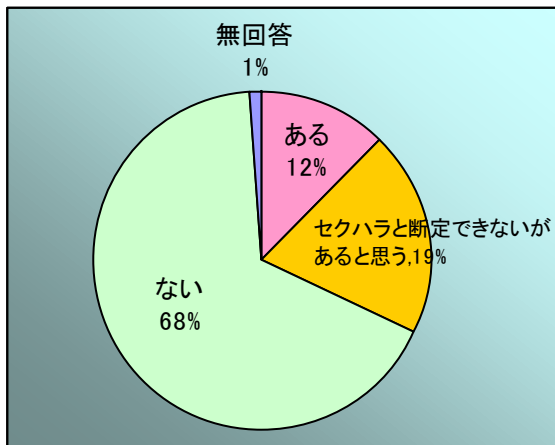
1. 性別・職員区分

	正規職員	臨時職員	無回答	合計
男性	510	27	1	538
女性	290	283	1	574
合計	800	310	2	1112

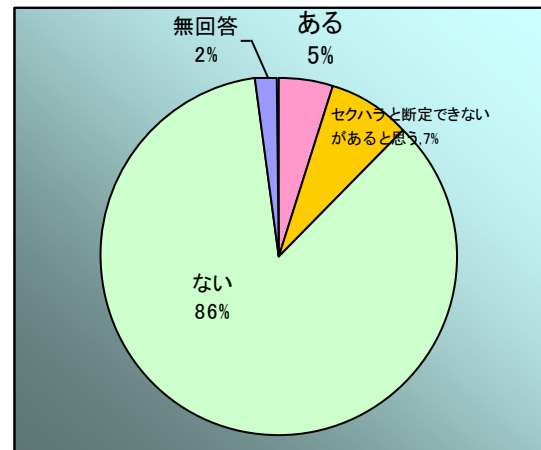


2. 職場(勤務時間外含む)で

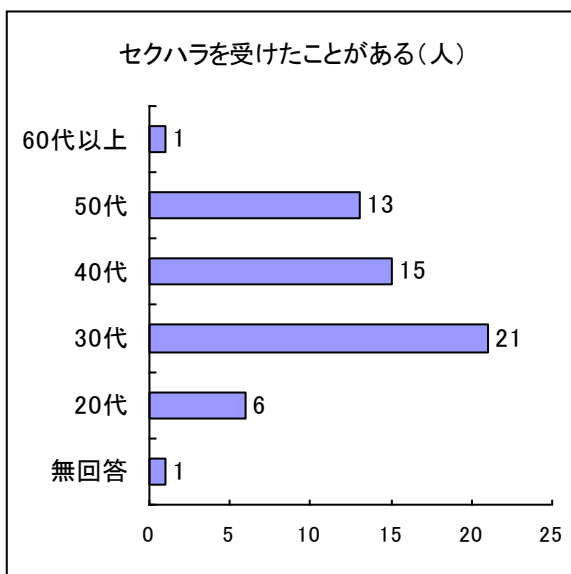
①セクハラを見聞きしたことがありますか。



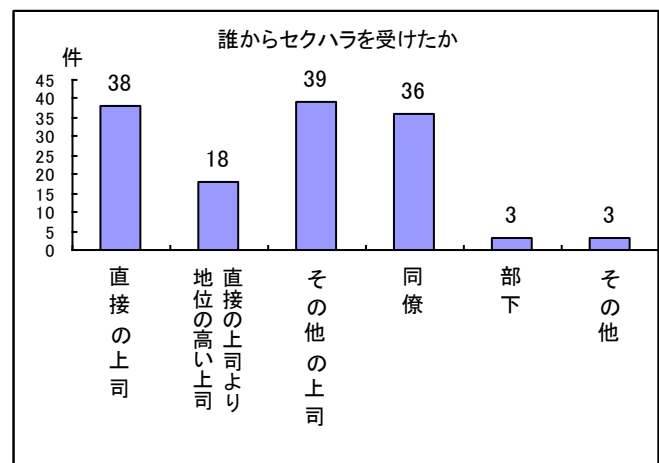
②セクハラを受けた経験がありますか。



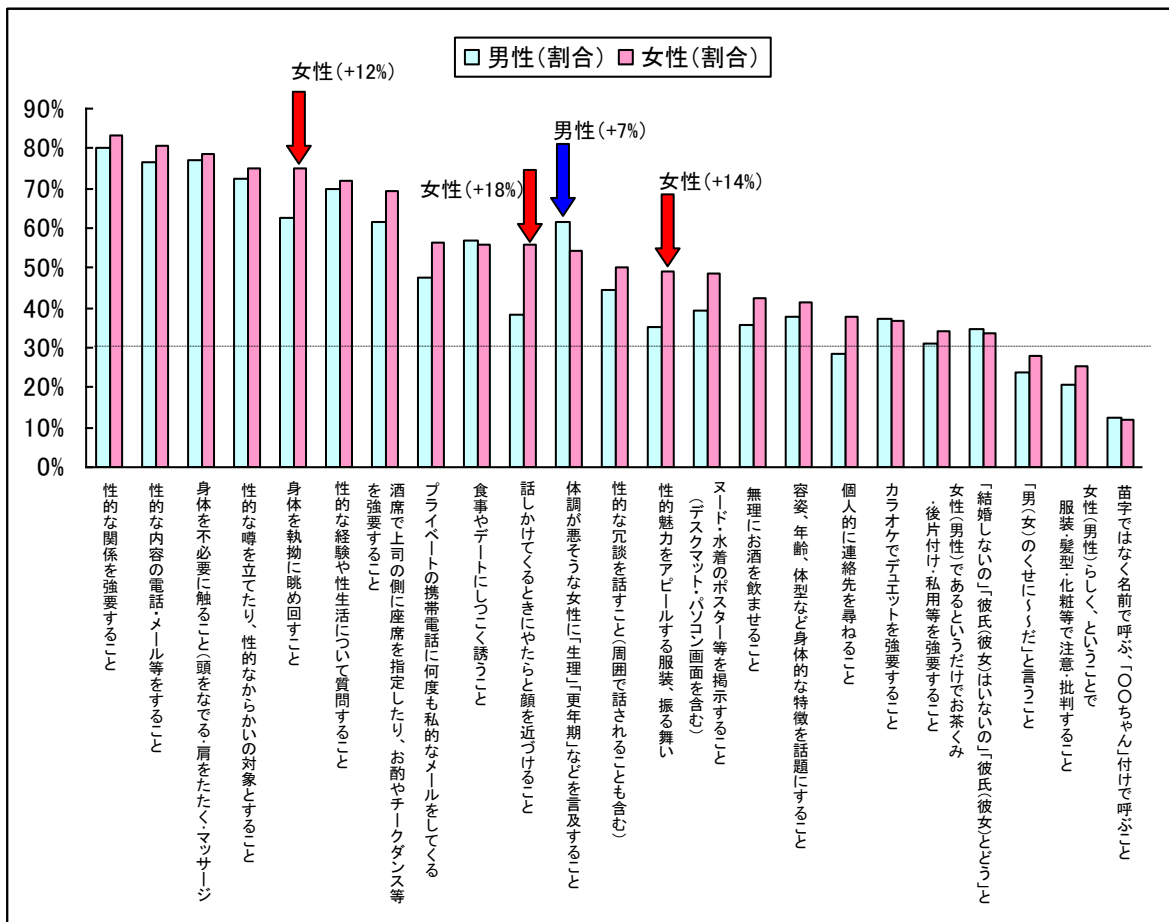
【経験者の年齢】



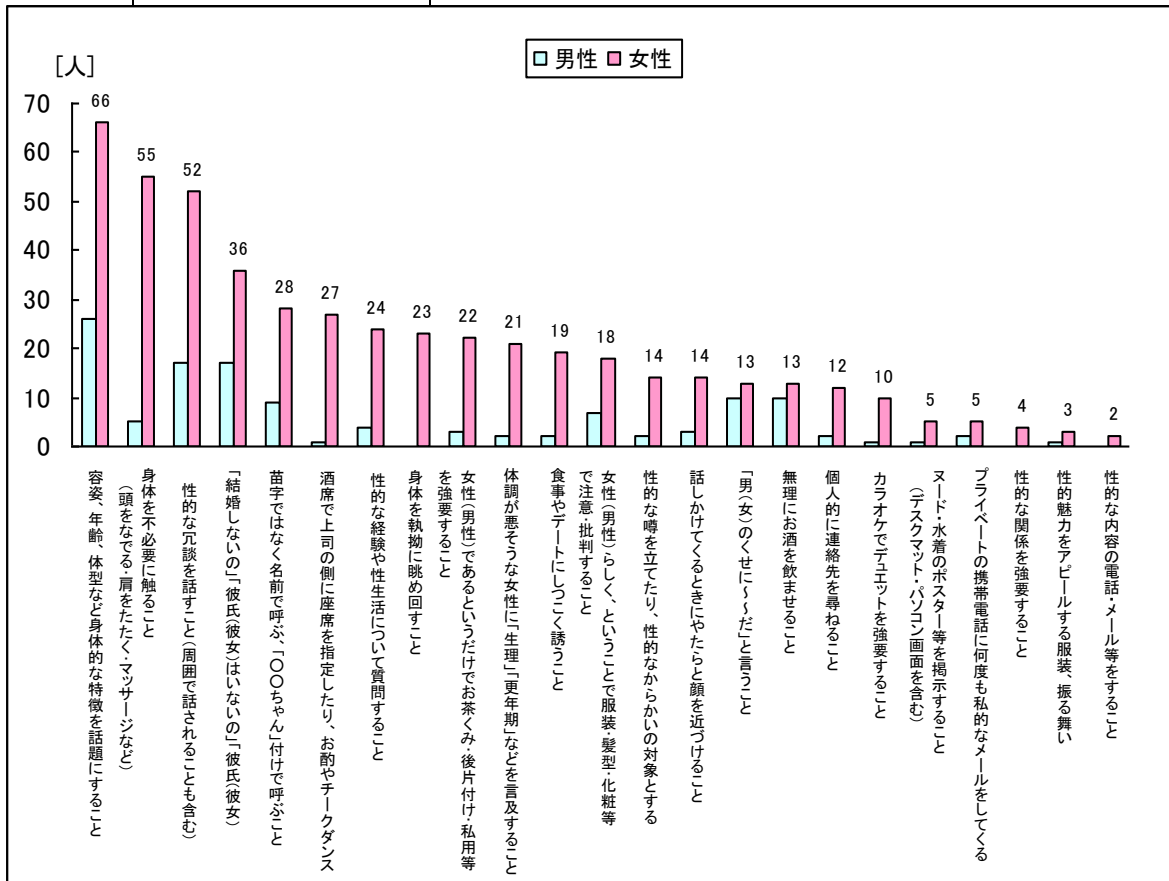
【誰からセクハラを受けたか】



3. どのような行為を受けた場合にセクハラだと思いますか。

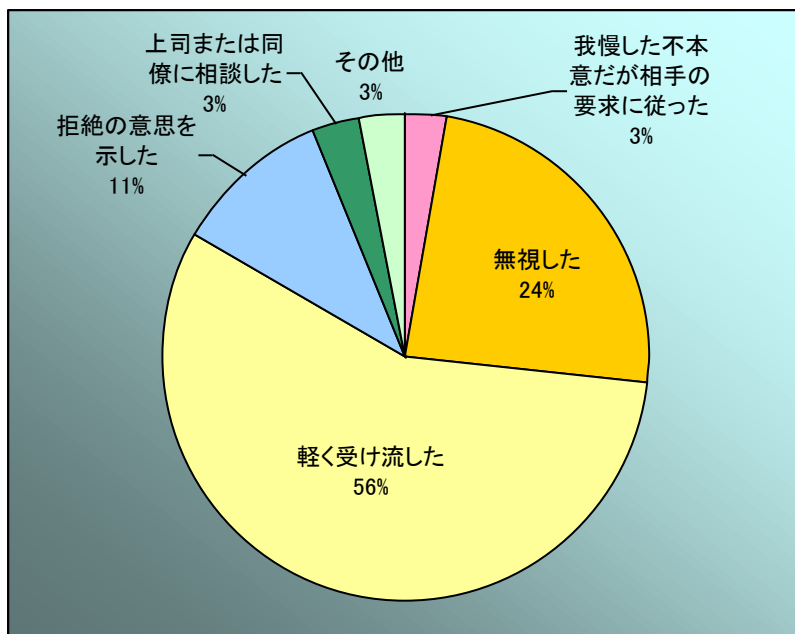


4. 実際に受けたことのある行為を教えてください。



5. セクハラに対して最終的にどのように対応しましたか。

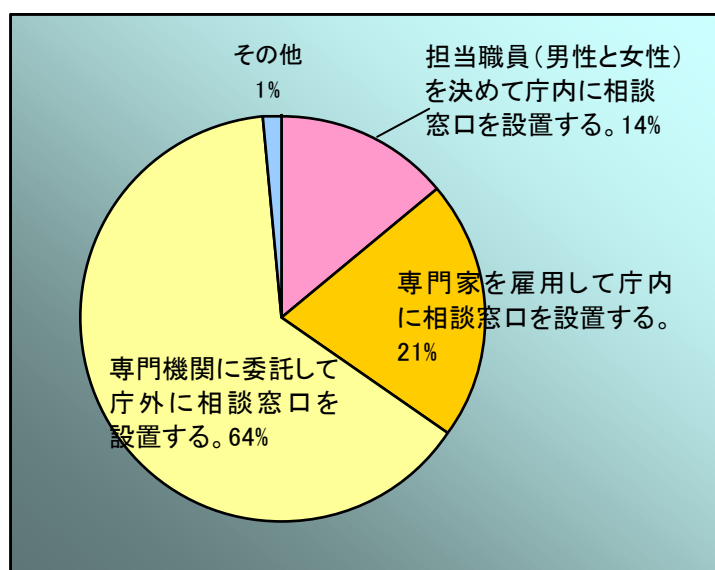
【単位:件】



6. セクハラを拒否したこと、あるいは抗議したことにより職場で不利益がありましたか。

	男性	女性
はい	5人	8人
いいえ	159人	170人

7. セクハラ被害があったとき、どのような相談窓口があることが望ましいですか。



8. セクハラを予防するためにはどのような方法をとってみたいと思いますか。
また、アンケートを終えてのご意見、疑問点がありましたら記入してください。

【主なご意見の件数】

※重複掲載あり

セクハラ情報の周知、職員の意識啓発	32 件
セクハラに関する研修会・講習会	24 件
相談窓口の設置	18 件
罰則の規定、強化	12 件
セクハラは判断が難しい	12 件
良好な人間関係と相手を思いやる気持ちを持つこと	9 件
パワーハラスメントの予防	6 件



平成21年度（平成20年度実施）
第二次取手市男女共同参画計画 年次報告書

－男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手をめざして－

平成21年11月

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail hisho@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 秘書課